

令和5年第2回三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 請願説明

- 請願第 7号 25人下限条件をなくし、眞の30人学級実現を求めるについて
請願第 8号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める
ことについて
請願第 9号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定
数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めるについて
請願第 10号 防災対策の充実を求めるについて
請願第 11号 義務教育費国庫負担制度の充実を求めるについて
請願第 12号 県独自の学級編制基準および教職員配置基準のさらなる改善と教職員
の欠員や不補充を解消し、確実な配置を求めるについて

II 所管事項説明

1 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」 への回答（教育委員会関係）について	1
2 「三重県教育施策大綱（案）」について	3
3 「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案について	26
4 県立高等学校の活性化について	31
5 学校における働き方改革の推進について	36
6 県立夜間中学について	40
7 学力向上の取組について	43
8 新型コロナウイルス感染症に関する対応について	47
9 「三重県人権教育基本方針」の改定に係る中間案について	59
10 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」中間案について	61
11 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	68
12 審議会等の審議状況について	85

別冊1 三重県教育施策大綱（案）

別冊2 「三重県教育施策大綱（案）」に対するご意見と県の対応、考え方

別冊3 三重県教育ビジョン（仮称）中間案

別冊4 三重県人権教育基本方針 第3次改定 中間案

別冊5 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針（中間案）

令和5年10月5日
教育委員会

1 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答(教育委員会関係)について

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
14-3	特別支援教育の推進	教育委員会	障がいのある子どもたちが卒業後にもスポーツに取り組んでいけるよう、ボッチャ大会や運動会等、保護者と子どもたちがともにスポーツを通じて触れ合っていく機会の創出に取り組まれたい。	特別支援学校では、体育の授業でボッチャ等の障がい者スポーツを取り入れ、楽しみながら健康な体づくりに取り組むとともに、他校の生徒と競い合い、技術や意欲を高め合うことを目的としてボッチャ大会を開催しています。 子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、引き続き特別支援学校ボッチャ大会を開催するとともに、三重県障がい者スポーツ大会やふれあいスパレク祭等を案内するなどの取組を進めていきます。
14-4	いじめや暴力のない学びの場づくり	教育委員会	いじめについては丁寧に記載されているが、生徒間の暴力や教職員による性暴力についても記載されたい。特に教職員による性暴力はあってはならないことであるため、教員養成の方についても記載したうえで、取組を進められたい。	ご意見を踏まえ、生徒間の暴力と教職員から生徒への性暴力について、県政レポートに記載しました。 生徒間の暴力については、道徳教育や人権教育等を通して、相手を思いやる心や個性を認め尊重する態度等を育むとともに、児童生徒が怒りをコントロールする方法を指導するため、県立学校の生徒指導担当教員を対象としたアンガーマネジメントにかかる研修を行い、各校での取組につなげます。 教職員から生徒への性暴力については、あらゆる機会を通してコンプライアンス意識の向上に取り組んでいるものの、生徒に対して身体への接触および性的な内容を含む発言を行った事案が発生しています。アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒に対するわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、研修資料を活用したコンプライアンス・ミーティングなどを行うことにより、自らの言動を振り返る機会を設けることで、性暴力の防止に向けた取組を進めます。
			スクールソーシャルワーカーについては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、重要な役割を担っているが、現状では県内をカバーしきれない部分があると思うことから、拡充と配置に取り組まれたい。	児童虐待や貧困、ヤングケアラー等、児童生徒を取り巻く環境の問題は、複雑に絡み合っており、学校だけでは解決が困難な事案も発生していることから、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーは重要な役割を果たしています。 今後の社会や子どもたちの状況等も踏まえて、適正な規模を検討しながら、スクールソーシャルワーカーを増員していくように努めています。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	教育委員会	フリースクールとの連携についても記載されたい。	ご意見を踏まえ、フリースクール等の民間団体が行う体験活動の費用等を支援するとともに、今後の支援のあり方について、どのような方法が可能であるか、関係部局で連携して検討を進めることを記載しました。
			多様な教育的ニーズを有する子どもたちには、発達支援の必要な子どもたちも含まれる。特別支援学級在籍児童数が増加する中、すべての先生が発達支援が必要な子どもについて対応する力を育てていくよう、取組を進められたい。	発達障がい支援に係る専門性の向上のため、小中学校および高等学校の通級指導担当教員のほか、市町教育委員会が推薦する小中学校教員、高等学校教員、特別支援学校の地域支援コーディネーター等を対象に、発達障がい支援に係る研修講座を開催しています。 すべての教員が研修への参加や専門家の助言等を通じて特別支援教育に係る専門性を身につけるなど、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちに対応できるよう取組を進めます。
14-6	学びを支える教育環境の整備	教育委員会	他の施策にもかかわる大きな問題であるため、教員不足解消への取組についても、記載されたい。	教員不足については、直面している教育課題の中でも非常に重要な課題だと認識しています。ご意見を踏まえ、働き方改革に加え、採用試験の見直しや教員免許保有者への積極的な働きかけ、高校生や大学生に対する教職の魅力発信などの取組を行うことで、教員不足の解消に向けた取組を進めることを記載しました。

2 「三重県教育施策大綱（案）」について

1 「三重県教育施策大綱（案）」（別冊1）

総合教育会議及び県議会からいただいたご意見やパブリックコメントをふまえ、記述内容の充実を図るとともに表現の精査を行いました。

2 ご意見等について

（1）県議会等からのご意見への対応

県議会等からのご意見への対応については、「総合教育会議及び県議会のご意見への対応・回答について（案）」（別紙1）としてとりまとめています。

（2）パブリックコメントの概要について

パブリックコメントの概要については、「『三重県教育施策大綱（案）』に対するパブリックコメントの概要について」（別紙2）としてとりまとめています。

また、いただいたパブリックコメントの全体と、ご意見に対する県の対応、考え方については、「『三重県教育施策大綱（案）』に対するご意見と県の対応、考え方」（別冊2）に整理しています。

3 前回からの修正点について

前回からの修正点については、「新旧対照表」（別紙3）のとおりです。

4 これまでの策定の経過及び今後の予定

令和4年度

- ・第1回総合教育会議：令和4年8月30日
- ・常任委員会（戦略企画部関係）：令和4年10月7日
- ・常任委員会（教育委員会関係）：令和4年10月7日
- ・第2回総合教育会議：令和5年3月16日

令和5年度

- ・令和5年度第1回総合教育会議：令和5年5月9日
- ・パブリックコメント：令和5年5月10日～令和5年6月9日
- ・常任委員会（政策企画部関係）：令和5年6月21日
- ・常任委員会（教育委員会関係）：令和5年6月26日
- ・常任委員会（教育委員会関係）：令和5年10月5日
- ・常任委員会（政策企画部関係）：令和5年10月10日

○令和5年10月 成案

総合教育会議及び県議会のご意見への対応・回答について（案）

区分	頁	意見	対応・回答案
総合教育会議の意見			【別冊1】の頁
1	全般	三重県の大綱に限ったことではないが、一般的に委員からの意見をふまえ、記述内容を追記すればするほど、全体が見えづらくなってしまう可能性があるので、全体の構成を明示してはどうか。	全体の構成が分かるよう目次を作成します。
2	はじめに	1 心身の健康があつて子どもたちが活躍できると思うので、「はじめに」に「子どもたちが心身健やかで豊かに育つことができる」という記述があるとよいのではないか。	(子どもたちは三重の宝) ○ 子どもたちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらにして豊かに育つための権利があります。子どもたちには自ら育つ力と多くの可能性があり、一人ひとりが力を発揮し、 <u>心身ともに健やかで豊かに育つ</u> ことができる社会をつくっていく必要があります。
3	はじめに	3, 8 「個別最適な学び」と「協働的な学び」はセットで考えられていることから、「学校における学び」において「個別最適な学び」の要素があるとよいのではないか。	「はじめに」における「学校における学び」は、コロナ禍をふまえた学校ならではの学びとして、協働的な学び合いやリアルな体験をとおした学びについて記述しています。 なお、個別最適な学びと協働的な学びの充実については、「3 豊かな社会を創っていく力を育むために」にある「学力等の資質・能力の育成」において記述しています。

4	1 子どもたちの未来をひろげるために	4	いじめの認知件数についての説明は県民の方には伝わりにくいいのではないか。認知件数が多いことは、いじめの数が多いと誤解される可能性があるため、記述を工夫してはどうか。	<p>『脚注3』</p> <p>令和4年度における本県（公立学校）のいじめの認知件数は5,380件で、令和3年度と比較すると全体で1,112件増加しています。また、児童生徒1,000人あたりの認知件数は31.8件で、令和3年度と比較すると7.0件増加しています。</p> <p>（三重県教育委員会調べ）<u>いじめは大人が気づきにくく判断しにくく形で行われることが多いことを教職員が認識し、各学校でいじめの認知件数を高め、いじめを見逃さないという姿勢を持ち続けることが求められます。</u></p>
5	1 子どもたちの未来をひろげるために	4	いじめの認知件数の説明について、いじめは小さいうちにできるだけ早期に発見し対応していくことが大事であることから、認知件数を増やすことが重要という記述があるとよいのではないか。	<p><u>いじめを見逃さないという姿勢を持ち続けることが求められます。</u></p>
6	1 子どもたちの未来をひろげるために	4	「いじめではないかとの疑いを持って」という記述は少しネガティブな響きがあるので、「いじめではないかとの問題意識を持って」という記述にしてはどうか。	<p>（いじめ問題の克服）</p> <p>○ いじめの問題の克服に向けて、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、多様性を認めたり、ルールを尊重したりする社会性を身につける取組を進めます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、子どもたちが示すSOSを見逃さないという姿勢や、ささいな変化であってもいじめではないかという問題意識を持って関わることで、積極的な認知を一層進め、早期発見や早期対応、深刻化の防止につなげます。（後略）</p>

7	1 子どもたちの未来をひろげるために	5	学校事故に関する記述を加えてはどうか。	(学校安全の推進) ○ 子どもたちの命を守り、子どもたちが安全・安心に学べるよう、防災教育や通学時の安全対策、防犯対策、 <u>事故防止対策</u> など、家庭や地域と連携・協働した学校安全の取組の徹底を図ります。
8	2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために	6	自己肯定感の定義について、「自分自身に対する肯定的な気持ち」という記述よりももう少し踏み込んで、「自分自身をかけがえがない存在として思う気持ち」や、「自分自身を価値ある存在として認める気持ち」といった記述にすると自己肯定感のイメージが膨らむのではないか。	《脚注5》 一般的には、「自己肯定感」は、「自尊感情」、「自己有用感」などと表現されることもあります。「三重県教育施策大綱」では、 <u>ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情</u> を「自己肯定感」という用語で広くとらえています。本県では、「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学生で81.9%（全国83.5%）、中学生で80.9%（全国80.0%）でした。令和4年度と比較すると、小学生で4.0ポイント、中学生で1.2ポイント増加しています。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）
9	2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために	7	「お互いの考え方や感性等に触れて刺激し合う中で」について、さらに踏み込んで「お互いの考え方の違いを尊重しながら、理解を深め」という記述にしてはどうか。	○ その際、学校が異なる立場や考え、価値観を持った人びとが集う場であるからこそ、 <u>お互いの考え方や思いの違いを尊重しながら理解を深め合う</u> 中で、一人ひとりのよさを生かしながら、より深い学びを生み出すことができるという視点を持って教育活動を進めます。

10	3 豊かな社会を創していく力を育むために	8	「3 豊かな社会を創っていく力を育むために」にデジタル技術の進展などによる社会のあり方そのものの変化について記述したうえで、「ＩＣＴの活用」の記述があるとよいのではないか。	<u>人工知能（A I）などの先端技術が高度化し、社会のあり方そのものが劇的に</u> 変化する中、求められる資質・能力も変化しています。そのような社会で、変化を前向きに受け止め、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考えることや、多様な人びとと協働することなどを通じて、持続可能な未来を創っていく力を身につけていくことが大切です。（後略）
11	4 さらに充実した教育の提供をめざして	12	「地域学校協働活動」について、本文でも説明があるとわかりやすくなるのではないか。	(地域との連携・協働) ○ 保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、 <u>地域住民等の参画により</u> <u>地域と学校が連携・協働する地域学校</u> 協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、学校と地域との連携・協働を一層推進することにより、子どもたちの成長を支えるとともに、これから地域社会や産業を担う人材の育成につなげます。
12	4 さらに充実した教育の提供をめざして	12	コミュニティ・スクールの脚注の説明について、もう少しわかりやすい表現にしてはどうか。	『脚注15』 <u>法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）に基づき、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。</u>

13	5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして	13	「成果を社会に還元する地域貢献を実施することが求められている」という記述は、要求されているような意味合いが強いため、連携するというような記述の方がよいのではないか。	<p><u>(高等教育機関との連携)</u></p> <p>○ 人口が減少していく中、地域活力の維持・発展につなげていくうえで、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと考えられます。</p> <p>地域が直面する広範な重要課題について認識を共有するとともに、県内高等教育機関の特色を生かした<u>高度な専門的知識を有する人材の輩出や、担い手の育成・確保などにつなげていくため、産学官の連携を推進します。</u></p>
----	--------------------------	----	--	--

	区分	頁	意見	対応・回答案
県議会の意見				
1	全般		前文に知事の思いなどを記述してはどうか。	記述について検討します。
2	1 子どもたちの未来をひろげるために	4	いじめの認知件数について、都道府県によって状況が異なっているため、全国平均と比較することに違和感がある。	<p>『脚注3』</p> <p>令和4年度における本県（公立学校）のいじめの認知件数は5,380件で、令和3年度と比較すると全体で1,112件増加しています。また、児童生徒1,000人あたりの認知件数は31.8件で、令和3年度と比較すると7.0件増加しています。</p> <p>（三重県教育委員会調べ）いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、各学校でいじめの認知件数を高め、いじめを見逃さないという姿勢を持ち続けることが求められます。</p>
3	2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために	6	子どもたちは三重の宝とあるが、まずは親の宝ではないか。「はじめに」に家庭教育を入れてはどうか。	<p>本大綱は、教育施策の基本的な考え方として、総論にあたる「はじめに」と、教育施策を実施するうえで特に大事にしたい視点として5つの柱立てにより構成しています。</p> <p>家庭教育については5つの柱立ての一つ「2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために」の中で、教育の原点である家庭教育の支援について記述を充実しました。</p>

4	2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために	6	<p>他人から認められず失敗しても、あるがままの自分でいいと思えることが自己肯定感だと思うので、記述を検討してほしい。</p>	<p>子どもたち一人ひとりが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を伸ばすことができるようにしていくためには、自己肯定感を高めることが重要です。そのためには、<u>ありのままの自分が受け容れられている</u>という実感を持つことが必要です。また、自らの力の向上に向けて努力して達成感を得たり、人の役に立ったりすることや、自分と向き合ったり、互いに認め合ったりすることなどの経験を重ねることが大切です。（後略）</p> <p>『脚注5』</p> <p>一般的には、「自己肯定感」は、「自尊感情」、「自己有用感」などと表現されることもあります。「三重県教育施策大綱」では、<u>ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情</u>を「自己肯定感」という用語で広くとらえています。本県では、「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学生で81.9%（全国83.5%）、中学生で80.9%（全国80.0%）でした。令和4年度と比較すると、小学生で4.0ポイント、中学生で1.2ポイント増加しています。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）</p>
---	----------------------------	---	---	--

5	2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために	6	<p>「家庭において子どもたちが保護者等から受容され」とあるが、もう少し記述を工夫してはどうか。また、保護者が子どもの考え方や社会が求めることをしっかりと理解しながら、学びを通じて一緒に成長していく姿勢が大事だと思うが、そのような視点で家庭教育における一番の主体である保護者、家族へのアプローチを考えてはどうか。</p> <p>(家庭教育の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭において、子どもたちが保護者等から<u>ありのままの自分を受容され</u>、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけられるよう、社会全体で<u>「教育の原点」</u>である家庭教育や子どもの豊かな育ちを支えるとともに、地域のさまざまな主体と連携して、<u>保護者等や子どもの学びを支えながら家庭教育の支援の充実</u>を図ります。
6	2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために	6	<p>幼児教育に関する記述が少ないのでないのではないか。</p> <p>(幼児期における取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>幼児期の子どもたちが、安定した情緒の下で身近な環境に主体的に関わり、さまざまな活動を行う中で、心身の調和のとれた発達の基礎を身につけることができるよう、子どもたちとの信頼関係を十分に築き、よりよい教育環境をつくります。</u>
	3 豊かな社会を創っていく力を育むために	8	<p>(幼児教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>幼児期の子どもたちに、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人として生きていくための基礎を培うことができるよう、家庭や地域と連携して教育活動のさらなる充実を図るとともに、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、遊びをとおして総合的な指導を行います。</u>

7	3 豊かな社会を創していく力を育むために	9	子どもたちの心の健康や食育について、記述を追加してはどうか。	<p>(健やかな心身の育成)</p> <p>○ 子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための力を身につけることができるよう、家庭・地域と連携した健康教育・食育の充実を図るとともに、幼児期からの運動遊びや体育活動を推進します。</p>
8	3 豊かな社会を創っていく力を育むために	9	三重への愛着や誇りを育むためには、郷土教育が大切であるため、「郷土教育」という言葉があるとよいのではないか。	<p>(グローカル教育の推進)</p> <p>○ 子どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、三重県にあっても、他の地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、三重の伝統や文化、産業についての理解を深め、愛着や誇りを育む郷土教育を地域と連携して進めます。</p>
9	4 さらに充実した教育の提供をめざして	11	幼児教育に携わる教職員の魅力向上や資質向上について、記述を追加してはどうか。	<p>(幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり)</p> <p>○ 子どもの人権を尊重し、寛容性をもった質の高い幼児教育・保育の実現に向けて、幼稚園教諭や保育教諭、保育士等の専門性などを高め、資質の向上を図るとともに、処遇改善や人材確保などに取り組み、働きやすい職場づくりを一層進めます。</p>

10	4 さらに充実した教育の提供をめざして	11	学校現場では欠員が生じている。教職員の環境整備について、記述を追加してはどうか。	(教職の魅力向上) ○ 教職は、子どもたちの人生に影響を与え、成長を実感できる喜びを感じられる仕事です。教職員の長時間労働が課題となる中、教職員が子どもと向き合う時間や授業改善に取り組む時間を確保し、日々の生活を充実しつつ教職人生を豊かなものにすることは、自らの自己肯定感や人間性、創造性を高め、よりよい教育活動につながります。そこで、 <u>教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み、学校における働き方改革を進め、本県における教職の魅力の維持向上を図ります。</u>
----	---------------------	----	--	---

「三重県教育施策大綱（案）」に対するパブリックコメントの概要について

1 意見募集期間

令和5年5月10日（水）～令和5年6月9日（金）

2 意見内容

（1）意見総数

のべ74人・団体の方々から、180件の意見をいただきました。

これらの中には同じ内容の意見もありましたので、130件に集約して整理しました。

（2）項目別意見件数

項目		意見数
総論的な意見		33
内訳	全体的な意見	14
	はじめに	
	（子どもたちは三重の宝）	6
	（社会の変化を見据えた教育の重要性）	1
	（三重に根ざした教育）	3
	（社会総がかりでの教育）	2
	（学校における学び）	7
各柱への意見		147
内訳	1 子どもたちの未来をひろげるために	
	（いじめ問題の克服）	15
	（子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり）	3
	（誰もが安心して学べる環境づくり）	20
	（学校安全の推進）	5
	2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために	3
	（家庭教育の支援）	6
	（幼児期における取組）	1
	（学校における取組）	4
	3 豊かな社会を創っていく力を育むために	2
	（学力等の資質・能力の育成）	10
	（自律した学習者の確づくり）	
	（豊かな人間性の育成）	5
	（主体的に社会の形成に参画する態度の育成）	
内訳	（グローバル教育の推進）	1
	（読書・文化芸術活動の推進）	8
	（これからの部活動）	7
	4 さらに充実した教育の提供をめざして	
	（教職員の資質・能力の向上）	7
内訳	（教職の魅力向上）	27
	（「チームとしての学校」）	6
	（ＩＣＴの活用）	2
	（地域との連携・協働）	
	5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして	1
合計		14
		180

(3) 対応状況

対応区分	意見数
①修正版に意見や提案内容を反映させていただくもの	62
②意見や提案内容が既に反映されているもの	11
③修正版や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	80
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	0
⑤その他 (①～④に該当しないもの)	27
合計	180

新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>はじめに (子どもたちは三重の宝)</p> <p>○ 子どもたちは、(中略) 一人ひとりが力を發揮し、<u>心身ともに健やかで豊かに育つこと</u>ができる社会をつくっていく必要があります。</p>	<p>はじめに (子どもたちは三重の宝)</p> <p>○ 子どもたちは、(中略) 一人ひとりが力を發揮して<u>豊かに育つことができる社会をつくる</u>必要があります。</p>	<p>別冊1 (P1) 記述内容の充実</p>
<p>(三重に根ざした教育)</p> <p>○ (前略) ふるさと三重に愛着や<u>誇り</u>を持ち、(後略)</p>	<p>(三重に根ざした教育)</p> <p>○ (前略) <u>心の根底に生まれ育った</u>ふるさと三重に愛着や<u>ほこり</u>を持ち、(後略)</p>	<p>(P2) 表現の精査</p>
<p>(学校における学び)</p> <p>○ 学校は、学習機会と学力を保障するという役割や全人的な発達・成長を保障する役割、<u>人と安全・安心につながること</u>ができる居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割を担っていくとともに、(後略)</p>	<p>(学校における学び)</p> <p>○ 学校は、学習機会と学力を保障するという役割や全的な発達・成長を保障する役割、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割を担っていくとともに、(後略)</p>	<p>(P3) 記述内容の充実</p>
<p>脚注2</p> <p><u>一般的には、あらかじめ予測される危機に備え、被害を最小化するために設けられる制度や仕組み</u>のことで、子どもたちの学びにおいては、<u>経済的・時間的・地理的な制約等にかかわらず、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできる環境を整えること。</u></p>		<p>(P3) 脚注の追加</p>
<p>1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服)</p> <p>○ (前略) いじめの問題は、大人社会の<u>ハラスメント</u>の問題と根本で重なるところがあり、(後略)</p>	<p>1 子どもたちの未来をひろげるために (いじめ問題の克服)</p> <p>○ (前略) いじめの問題は、大人社会の<u>パワーハラスメント</u>や<u>セクシャルハラスメント</u>などの問題と根本で重なるところがあり、(後略)</p>	<p>(P4) 表現の精査</p>

新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>○ いじめの問題の克服に向けて、(中略) 子どもたちが示すSOSを見逃さないという姿勢や、ささいな変化であってもいじめではないかという問題意識を持って関わることで、(中略) いじめの加害者への指導にあたっては、いじめの被害者の心身の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、いじめの背景にも目を向け、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。加えて、いじめの傍観者や同調者の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気が集団内に醸成されるよう取り組みます。</p>	<p>○ いじめ問題の克服に向けて、(中略) 子どもたちが示すSOSを見逃さないという姿勢を持ち、ささいな変化であってもいじめではないかとの疑いを持って関わることで、(中略) いじめの加害者への指導にあたっては、いじめは絶対に許さないという毅然とした対応を徹底し、自らの行為と責任を自覚させつつ、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。</p>	(P4) 表現の精査 記述内容の充実
<p>脚注3</p> <p>令和4年度における本県（公立学校）のいじめの認知件数は5,380件で、令和3年度と比較すると全体で1,112件増加しています。また、児童生徒1,000人あたりの認知件数は31.8件で、令和3年度と比較すると7.0件増加しています。（三重県教育委員会調べ）いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、各学校でいじめの認知件数を高め、いじめを見逃さないという姿勢を持ち続けることが求められます。</p>	<p>脚注2</p> <p>令和3年度における本県（公立学校）のいじめの認知件数は4,268件で、令和2年度と比較すると全体で504件増加しています。また、児童生徒1,000人あたりの認知件数は24.8件で、全国平均の47.7件を大きく下回っています。（令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）</p>	(P4) 表現の精査 記述内容の充実
<p>（誰もが安心して学べる環境づくり）</p> <p>○ （前略）また、貧困の連鎖を防ぐ取組を進めるほか、児童虐待やヤングケアラーなど、（中略）さらに、性的指向・性自認の多様性について、教職員等の正しい理解を促進し、きめ細かな対応につなげます。</p>	<p>（誰もが安心して学べる環境づくり）</p> <p>○ （前略）また、貧困の連鎖を防ぐ取組を進めるほか、児童虐待、ヤングケアラーなど、（中略）さらに、性的指向・性自認の多様性について、教職員の正しい理解を促進し、きめ細かな対応につなげます。</p>	(P5) 表現の精査

新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>(学校安全の推進)</p> <p>○ (前略) 防災教育や通学時の安全対策、防犯対策、事故防止対策など、家庭や地域と連携・協働した学校安全の取組の徹底を図ります。</p>	<p>(学校安全の推進)</p> <p>○ (前略) 防災教育や通学時の安全対策、防犯対策など学校安全の取組を推進します。</p>	(P5) 記述内容の充実
<p>2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために</p> <p>(前略) そのためには、<u>ありのままの自分が受け容れられている</u>という実感を持つこと<u>が必要です</u>。また、<u>自らの力の向上に向けた努力して達成感を得たり、人の役に立ったりすること</u>や、<u>自分と向き合ったり、互いに認め合ったりする</u>ことなどの経験を重ねることが大切です。</p> <p>こうした自己肯定感は、<u>保護者や友人、教職員、地域の人びと</u>など、他者との関わり合いをとおして育むことが大切です。(中略)</p> <p>あわせて、子どもを支える大人が、子どものいきいきとした成長に関わることを通じて、<u>自らの自己肯定感を高めることができ</u>るような関係をめざすことが大切です。</p>	<p>2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために</p> <p>(前略) そのためには、<u>自らが受け容れられている</u>という実感を持つこと<u>や自らの力の向上に向けて努力して達成感を得ること</u>、<u>自分と向き合ったり、互いに認め合ったりする</u>ことなどの経験を重ねることが大切です。</p> <p>こうした自己肯定感は、<u>人の役に立つ経験、人から認められる経験</u>など、他者との関わり合いをとおして育むことが大切です。(中略)</p> <p>あわせて、<u>子どもたちを支える保護者や教職員、地域住民等</u>が、<u>子どもたちのいきいきとした成長に関わることを通じて、自分たちの自己肯定感を高めることができる</u>ような関係をめざすことが大切です。</p>	(P6) 表現の精査 記述内容の充実
<p>(家庭教育の支援)</p> <p>○ 家庭において、子どもたちが保護者等から<u>ありのままの自分を受容され、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけられる</u>よう、社会全体で「<u>教育の原点</u>」である家庭教育や子どもの豊かな育ちを支えるとともに、地域のさまざまな主体と連携して、保護者等や子どもの学びを支えながら家庭教育の支援の充実を図ります。</p>	<p>(家庭教育の支援)</p> <p>○ 家庭において、子どもたちが保護者等から受容され、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けられるよう、社会全体で家庭教育や子どもの豊かな育ちを支えるとともに、地域のさまざまな主体と連携して、「<u>教育の原点</u>」である家庭教育の支援の充実を図ります。</p>	(P6) 表現の精査 記述内容の充実

新旧対照表

(新)	(旧)	備考
(幼児期における取組) ○ 幼児期の子どもたちが、安定した情緒の下で身近な環境に主体的に関わり、さまざまな活動を行う中で、心身の調和のとれた発達の基礎を身につけることができるよう、子どもたちとの信頼関係を十分に築き、よりよい教育環境をつくります。	(幼児期における取組) ○ 幼児期には、家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、心身の調和の取れた発達の基礎を育てるよう、主体的な活動や遊びの充実を図ります。	(P6) 記述内容の充実
脚注5 <p>(前略)「三重県教育施策大綱」では、<u>ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情を「自己肯定感」という用語</u>で広くとらえています。本県では、「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学生で81.9%（全国83.5%）、中学生で80.9%（全国80.0%）でした。令和4年度と比較すると、小学生で4.0ポイント、中学生で1.2ポイント増加しています。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）</p>	脚注4 <p>(前略)「三重県教育施策大綱」では、<u>自分自身に対する肯定的な気持ちを「自己肯定感」という用語</u>で広くとらえています。</p>	(P6) 記述内容の充実
(学校における取組) ○ (前略) 子どもたちが達成感を味わい、やる気や自信にもつながる、(後略) ○ (前略) お互いの考え方や思いの違いを尊重しながら理解を深め合う中で、(後略) 3 豊かな社会を創っていく力を育むために人工知能（A I）などの先端技術が高度化し、社会のあり方そのものが劇的に変化する中、(中略) 知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、 <u>自己肯定感や規範意識</u> 、(中略) 心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要です。	(学校における取組) ○ (前略) 子どもたちが達成感を味わい、自信ややる気にもつながる、(後略) ○ (前略) お互いの考え方や感性等に触れ刺激し合う中で、(後略) 3 豊かな社会を創っていく力を育むために社会が大きく変化する中、(中略) 知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、 <u>規範意識や自尊感情</u> 、(中略) 心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要です。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育のさらなる充実が求められるとともに、小学校との円滑な接続に向けた取組を進めることが必要です。	(P7) 表現の精査 (P7) 表現の精査 (P8) 記述内容の充実 表現の精査

新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<u>(幼児教育の充実)</u> ○ 幼児期の子どもたちに、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人として生きていくための基礎を培うことができるよう、家庭や地域と連携して教育活動の更なる充実を図るとともに、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、遊びをとおして総合的な指導を行います。		(P8) 取組の追加
<u>脚注 6</u> <u>Artificial Intelligence の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術全般。</u>		(P8) 脚注の追加
<u>脚注 7</u> 令和 <u>5</u> 年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果では、(中略) 小中学校合わせた <u>5</u> 教科中 1 教科(中学校数学)にとどまりました。(後略)	<u>脚注 5</u> 令和 <u>4</u> 年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果では、(中略) 小中学校合わせた <u>6</u> 教科中 1 教科(中学校数学)にとどまりました。(後略)	(P8) 表現の精査
<u>(豊かな人間性の育成)</u> ○ 人権への理解を深め、自他の人権を守り、差別のない社会の実現に向けて実践行動ができるようにするとともに、(後略)	<u>(豊かな人間性の育成)</u> ○ 人権への理解と深め、自他の人権を守る実践行動ができるようにするとともに、(後略)	(P9) 表現の精査 記述内容の充実
<u>(健やかな心身の育成)</u> ○ 子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために力を身につけることができるよう、家庭・地域と連携した健康教育・食育の充実を図るとともに、幼児期からの運動遊びや体育活動を推進します。		(P9) 取組の追加

新旧対照表

(新)	(旧)	備考
(グローカル教育の推進) <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、<u>三重県</u>にあっても、<u>他の地域にあっても、世界にあっても</u>活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、<u>三重の伝統や文化、産業についての理解を深め、愛着や誇りを育む郷土教育</u>を地域と連携して進めます。 	(グローカル教育の推進) <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、<u>地域</u>にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、<u>三重への愛着や誇りを育む郷土の伝統や文化、産業に関する教育</u>を地域と連携して進めます。 	(P9) 表現の精査
(読書・文化芸術活動の推進) <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの読書活動は、想像力を育み、感性を磨き、表現力等を高め、<u>多くの知識を習得させるとともに</u>、(後略) 	(読書・文化芸術活動の推進) <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの読書活動は、想像力を育み、感性を磨き、表現力等を高めるとともに(後略) 	(P10) 記述内容の充実
(これからの部活動) <ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動は、<u>スポーツや文化、科学など幅広い分野の活動に取り組むことができ、好ましい人間関係の構築、責任感、連帯感の育成に資するなど人間形成の機会でもあることから</u>、(後略) 	(これからの部活動) <ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動は、<u>体力や技能の向上に加え、好ましい人間関係の構築や、責任感、連帯感の育成に資するなど人間形成の機会でもあることから</u>、(後略) 	(P10) 記述内容の充実
4 さらに充実した教育の提供をめざして <u>(幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり)</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの人権を尊重し、寛容性をもった<u>質の高い幼児教育・保育の実現</u>に向けて、<u>幼稚園教諭や保育教諭、保育士等の専門性などを高め、資質の向上を図るとともに、処遇改善や人材確保などに取り組み、働きやすい職場づくりを一層進めます。</u> 		(P11) 取組の追加
(教職の魅力向上) <ul style="list-style-type: none"> ○ (前略) そこで、教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、<u>人材確保や教職員の業務負担の軽減</u>などに取り組み、(後略) 	(教職の魅力向上) <ul style="list-style-type: none"> ○ (前略) そこで、教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、<u>教職員の業務負担の軽減</u>などに取り組み、(後略) 	(P11) 記述内容の充実

新旧対照表

(新)	(旧)	備考
脚注 11 <u>めざしたいと思う模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる人材のこと。</u>		(P11) 脚注の追加
脚注 12 (前略) 小学校で約 648 人 (9.3%)、中学校で約 1,070 人 (28.2%)、県立学校で約 422 人 (9.3%) <u>でした</u> 。	脚注 9 (前略) 小学校で約 648 人 (9.3%)、中学校で約 1,070 人 (28.2%)、県立学校で約 422 人 (9.3%) <u>となり、令和 3 年度と比べて増加しましたが、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状況であった令和元年度との比較では、小学校で 49.5% 減、中学校で 27.9% 減、県立学校で 22.1% 減となっています。</u>	(P11) 表現の精査
(地域との連携・協働) ○ <u>保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動（後略）</u>	(地域との連携・協働) ○ <u>コミュニティ・スクールや地域学校協働活動（後略）</u>	(P12) 記述内容の充実
脚注 15 <u>法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5）に基づき、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。</u>	脚注 12 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら <u>子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づいた仕組み。</u>	(P12) 表現の精査

新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして</p> <p>(前略) また、そのような大人の姿を見て、子ども自身も自律した学習者としてのイメージや自己の将来のイメージを持ち学習意欲が高まることも期待されます。</p> <p><u>イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が懸念される中、リカレント教育やリスキリングの重要性が指摘されています。スキルを身につけることは自己実現にもつながると考えられ、人びとが学び続ける機会を提供することが大切です。</u></p>	<p>5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして</p> <p>(前略) また、そのような大人の姿を見て、子ども自身も自律した学習者としてのイメージや自己の将来のイメージを持ち学習意欲が高まることも期待されます。</p>	(P13) 記述内容の充実

新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>(社会・地域の課題やニーズに対応した学び、自己実現に向けた学び)</p> <p>○ デジタル化の進展や産業構造の変化が加速する中、社会の持続的な発展を支える観点から、半導体やデジタル分野等における専門人材の育成や、労働生産性の向上等に向けたリカレント教育やリスクリング等の取組を推進するとともに、その学びを地域・社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。</p> <p>○ 生涯学習や義務教育を受ける機会を実質的に保障する夜間中学での学びなど、あらゆる世代の誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習基盤の充実を図ります。</p>	<p>(社会・地域のニーズに対応した学び)</p> <p>○ 人生をより豊かにするための学び直しの機会であるリカレント教育や、義務教育を受ける機会を実質的に保障する夜間中学での学びなど、あらゆる世代の誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習基盤の充実を図るとともに、その学びを地域・社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。また、社会の持続的な発展を支える観点から、半導体やデジタル分野等における専門人材の育成などを進めます。</p> <p>(自己実現に向けた学び)</p> <p>○ イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、リカレント教育やリスクリングの重要性が指摘されています。</p> <p>スキルを身につけることは自己実現にもつながると考えられます。デジタル化の進展や産業構造の変化が加速する中、本県においても県内高等教育機関のリソースを活用したリカレント教育に係る取組を促進するとともに、人びとが学び続ける機会を提供します。</p>	(P13) 記述内容の充実
<p>(高等教育機関との連携)</p> <p>○ 人口が減少していく中、地域活力の維持・発展につなげていくうえで、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと考えられます。</p> <p>地域が直面する広範な重要課題について認識を共有するとともに、県内高等教育機関の特色を生かした高度な専門的知識を有する人材の輩出や、担い手の育成・確保などにつなげていくため、産学官の連携を推進します。</p>	<p>(高等教育機関の役割)</p> <p>○ 高等教育機関は、高度な専門的知識を有する人材を地域に輩出するとともに、教育と研究の成果を社会に還元する地域貢献を実施することが求められています。</p> <p>今後、人口が減少していく中で、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと考えられ、県内高等教育機関の特色を生かした地域との連携を促進し、地域の担い手の育成・確保など地域の活力の維持・発展につなげていきます。</p>	(P13) 表現の精査

新旧対照表

(新)	(旧)	備考
脚注 17 <u>モノ・仕組み・サービス・組織・ビジネスモデルなどに新しい価値を付加し、「革新」「刷新」「変革」をもたらすことが期待される人材のこと。</u>		(P13) 脚注の追加
脚注 18 <u>社会人が仕事やキャリアアップのために、必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返していくこと。</u>)	脚注 14 <u>社会に出た者（社会人）が教育機関に入り直して改めて教育を受け入れるということ、および、そうした活動を支援する制度や取組。</u>	(P13) 表現の精査
脚注 19 <u>企業が従業員のスキルの底上げや、他の成長分野への転職のために、必要なスキルを獲得する／させること。</u>	脚注 15 <u>新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること。</u>	(P13) 表現の精査
脚注 20 <u>人生を豊かにするための知識を習得するために、幅広い分野を学習対象として学ぶこと。</u>		(P13) 脚注の追加

3 「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案について

現行の三重県教育ビジョンの計画期間が令和5年度で終了することや、新たな「三重県教育施策大綱」の策定に向けた検討が進められていることから、「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定に向け、三重県教育改革推進会議におけるこれまでの審議等をふまえ、別冊3のとおり中間案を取りまとめました。

1 「三重県教育ビジョン（仮称）」の概要

（1）構成について

はじめに

- 1 策定の趣旨
- 2 位置づけ
- 3 対象範囲
- 4 計画期間
- 5 全体構成

第1章 総論

- 1 教育を取り巻く現状
- 2 子どもたちに育みたい力
- 3 教育施策の基本的な考え方
- 4 教育ビジョンを貫く視点

第2章 基本施策・施策

※ 6つの基本施策を具体的に推進するための32の施策、49のKPI
(現行の教育ビジョンは5つの基本施策、27の施策、39の数値目標)

基本施策	施 策
1 未来の礎となる力の育成	(1) 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進
	(2) 確かな学力の育成
	(3) 幼児教育の推進
	(4) 人権教育の推進
	(5) 道徳教育の推進
	(6) 読書活動・文化芸術活動の推進
	(7) 健康教育・食育の推進
	(8) 体力の向上と運動部活動改革の推進
2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	(1) キャリア教育の推進
	(2) グローカル教育の推進
	(3) 新たな価値を創り出す力の育成
	(4) 主体的に社会を形成する力の育成

3 特別支援教育の推進	(1) 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
	(2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
4 いじめや暴力のない学びの場づくり	(1) いじめや暴力をなくす取組の推進
	(2) いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
	(3) いじめに対する迅速・確実な対応の推進
	(4) いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実
5 誰もが安心して学べる教育の推進	(1) 不登校の状況にある児童生徒への支援
	(2) 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成
	(3) 防災教育・防災対策の推進
	(4) 子どもたちの安全・安心の確保
	(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続
6 学びを支える教育環境の整備	(1) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	(2) 学校における働き方改革の推進
	(3) I C Tを活用した教育の推進
	(4) 地域とともにある学校づくり
	(5) 学校の特色化・魅力化
	(6) 学校施設の整備
	(7) 家庭での学びの応援
	(8) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	(9) 文化財の保存・活用・継承

第3章 教育ビジョンの実現に向けて

- 1 教育ビジョンの進行管理
- 2 多様な担い手との連携・協働

(2) 主な内容について

① 子どもたちに育みたい力 (別冊3 27ページ)

今後の社会の変化や展望をふまえ、持続可能な社会の創り手の育成をめざし、子どもたちに育みたい力として、自立する力、共生する力、創造する力の3つの力を示します。

② 教育施策の基本的な考え方 (別冊3 29ページ)

新たな「三重県教育施策大綱」で示される教育施策の基本的な考え方を掲げ、同大綱をふまえ、教育施策を推進していくことを示します。

③ 教育ビジョンを貫く視点（別冊3 37ページ）

子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現する観点から、教育ビジョンに掲げる教育施策を推進していく上で、大切にしたい4つの横断的な視点を示します。

- ▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします
- ▽ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します
- ▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います
- ▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

④ 基本施策・施策（別冊3 39ページ）

子どもたちに育みたい力の育成にむけて推進していく、6つの基本施策と32の施策を示します。また、各施策には、めざす姿、現状と課題、主な取組内容、KPI（重要業績評価指標）を示します。

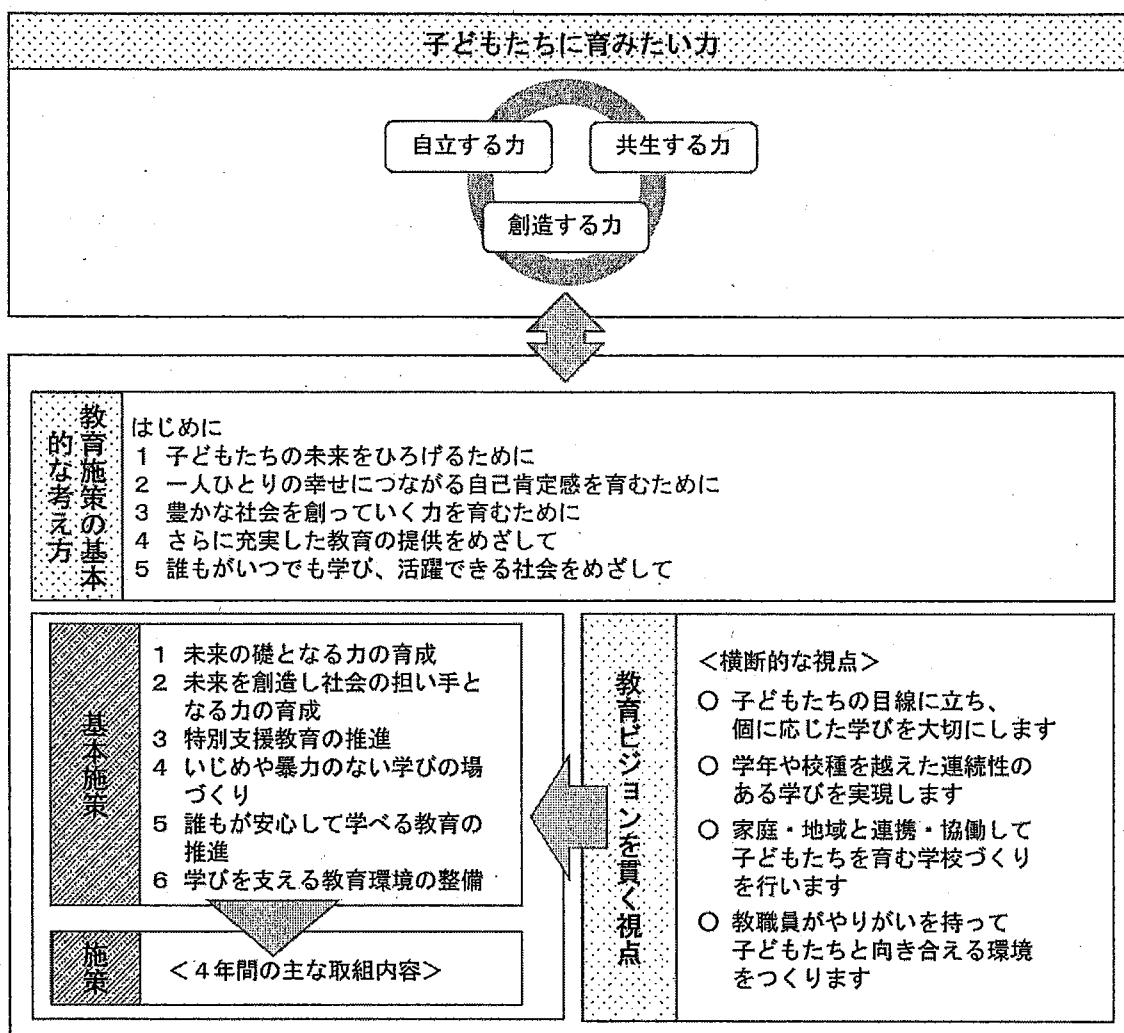
⑤ 教育ビジョンの実現に向けて（別冊3 167ページ）

教育ビジョンの進行管理について、KPIの達成状況と評価を毎年公表し、次年度以降に生かすことを示します。また、学校のみならず、家庭、地域・企業、行政など、多様な担い手と連携・協働しながら教育施策を推進していくため、教育の当事者それぞれに期待される役割を示します。

2 今後の予定

- 10月10日～11月9日 パブリックコメント
アンケート（児童生徒対象）
- 12月上旬 三重県教育改革推進会議
- 12月14日 教育警察常任委員会
- 令和6年2月 三重県教育改革推進会議（最終案）
- 3月 教育警察常任委員会（最終案）

【ビジョン体系(イメージ図)】



第1章 総論

- ・子どもたちに育みたい力
- ・教育施策の基本的な考え方
- ・教育ビジョンを貫く視点

第2章 基本施策・施策

- ・基本施策
- ・施策

「三重県教育施策大綱（案）」、「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案、「みえ元気プラン」の関係

三重県教育施策大綱（案）
R 5～8年度

教育施策の基本的な考え方

はじめに

子どもたちは三重の宝

社会の変化を見据えた教育の重要性

三重に根ざした教育

社会絡がかりでの教育

学校における学び、

1 子どもたちの未来をひろげるために

いじめ問題の克服

子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり

誰もが安心して学べる環境づくり

学校安全の推進

2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために

家庭教育の支援

幼児期における取組

学校における取組

○豊かな社会を創っていく力を育むために

幼児教育の充実

学力等の資質・能力の育成

自律した学習者の確づくり

豊かな人間性の育成

健やかな心身の育成

主体的に社会の形成に参画する態度の育成

グローカル教育の推進

読書・文化芸術活動の推進

これからの部活動

4 さらに充実した教育の提供をめざして

教職員の資質・能力の向上

幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり

教職の魅力向上

「チームとしての学校」

ICTの活用

地域との連携・協働

5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

社会・地域の課題やニーズに対応した学び、自己実現に向けた学び

高等教育機関との連携

三重県教育ビジョン（仮称）中間案

R 6～9年度

はじめに 策定の趣旨 位置づけ 対象範囲 計画期間 全体構成

第1章 総論

教育を取り巻く現状

(1) 社会情勢の変化

- ・人口減少、少子・高齢社会の進行
- ・家庭環境の変化
- ・グローバル化の進展
- ・超スマート社会の進展
- ・脱炭素社会への移行
- ・労働の状況
- ・人材に求められる能力等に対する需要の変化
- ・東京圏への人口集中

(2) 子どもたち・学校を取り巻く現状

- ・確かな学力の育成
- ・豊かな心の育成
- ・健やかな身体の育成
- ・子どもたちの人権
- ・いじめ等への対応
- ・多様な教育的ニーズを有する子どもたちへの対応
- ・地域との連携・協働
- ・教職員の状況
- ・学校におけるICT活用状況
- ・新型コロナウイルス感染症の影響下における変化
- ・地域における学びの状況

2 子どもたちに育みたい力

- ・自立する力
- ・共生する力
- ・創造する力

3 教育施策の基本的な考え方

大綱から「はじめに」と1～5の全文を引用して記述

4 教育ビジョンを貫く視点

- ▽ 子どもたちの自線に立ち、個に応じた学びを大切にします
- ▽ 学年や校種を超えた連続性のある学びを実現します
- ▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います
- ▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

第2章 基本施策・施策

1 未来の確となる力の育成	① 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進
	② 確かな学力の育成
	③ 幼児教育の推進
	④ 人権教育の推進
	⑤ 道徳教育の推進
	⑥ 読書活動・文化芸術活動の推進
2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	⑦ 健康教育・食育の推進
	⑧ 体力の向上と運動部活動改革の推進
	① キャリア教育の推進
	② グローカル教育の推進
3 特別支援教育の推進	③ 新たな価値を創り出す力の育成
	④ 主体的に社会を形成する力の育成
	① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
4 いじめや暴力のない学びの場づくり	② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
	① いじめや暴力をなくす取組の推進
	② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
	③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進
5 誰もが安心して学べる教育の推進	④ いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実
	① 不登校の状況にある児童生徒への支援
	② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成
	③ 防災教育・防災対策の推進
	④ 子どもたちの安全・安心の確保
6 学びを支える教育環境の整備	⑤ 学びのセーフティネットの構築・学びの継続
	① 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	② 学校における働き方改革の推進
	③ ICTを活用した教育の推進
	④ 地域とともにある学校づくり
	⑤ 学校の特色化・魅力化
	⑥ 学校施設の整備
	⑦ 家庭での学びの応援
	⑧ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

第3章 教育ビジョンの実現に向けて

みえ元気プラン

R 4～8年度

みえ元気プランで進める7つの挑戦
(6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実

変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育	自己肯定感を育むために
	自律した学習者を育てる学び
	グローカル教育
	デジタル社会に対応した学び

将来の自立と社会参画に向けて 一人ひとりが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができる教育	これからの部活動
	将来自立と社会参画に向けて
	いじめをなくすために
	レジリエンス教育

教職員の資質向上	より効果的な教育活動に向けて
----------	----------------

施策		
1-2	地域防災力の向上	学校における防災教育の推進
12-1	人権が尊重される社会づくり	人権教育の推進

14-1 未来の確となる力の育成	確かな学力の育成
	豊かな心の育成
14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	健やかな身体の育成
	キャリア教育の推進
14-3 特別支援教育の推進	グローカル教育の推進
	新たな価値を創り出す力の育成
14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり	主体的に社会を形成していく力の育成
	一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
14-5 誰もが安心して学べる教育の推進	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
	一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
14-6 学びを支える教育環境の整備	いじめをなくす取組の推進
	いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり	いじめに 対する迅速・確実な対応の推進
	教職員の資質向上と支援体制の充実
	不登校の状況にある児童生徒への支援
	外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成
	子どもたちの安全・安心の確保
15-2 幼児教育・保育の充実	地域との協働と学校の活性化の推進
	教職員の資質向上と働き方改革の推進
	ICTを活用した教育の推進
	学校施設の整備
	私立教育の振興
16-1 文化と生涯学習の振興	家庭教育応援と男性の育児参画の推進
	子どもの貧困対策の推進

15-2 幼児教育・保育の充実	幼児教育・保育サービスの充実
-----------------	----------------

16-1 文化と生涯学習の振興	社会教育の推進と地域の教育力の向上
	社会教育の推進と地域の教育力の向上

4 県立高等学校の活性化について

1 紀南地域新高等学校について

(1) 設置の概要（令和5年3月公表済）

木本高等学校と紀南高等学校を統合し、校舎制の新しい高等学校（以下「新校」という。）を令和7年4月に設置します。

校舎名	設置場所	設置する課程および学科・学級数
木本校舎	木本高等学校 (熊野市木本町 1101-4)	【全日制】 普通科 3 学級 総合学科 1 学級 【定時制】 普通科 1 学級
紀南校舎	紀南高等学校 (南牟婁郡御浜町阿田和 1960)	【全日制】 総合学科 1 学級

(2) 新校の概要案について

木本高等学校と紀南高等学校の校長をリーダーとする「紀南地域新高等学校ワーキング会議」を中心として、地域の実情もふまえ、新校の概要案を資料1のとおりとりまとめました。両校が先駆的に取り組んできた活動を継承しつつ、両校舎が一体となった学びを充実させることで、多様な選択肢を提供するとともに、きめ細かな教育を行います。

(3) 新校の校名について

新校の校名については、県教育委員会が設置する「紀南地域新高等学校校名選定委員会」において、公募のあった校名案から候補を選定し、教育委員会定例会および県議会の議決を経て決定します。

ア 第1回委員会（9月21日）の概要

新校の概要案をもとに、校名選定の基本方針や大切にしたい考え方などについて協議を行い、校名案の募集要項を策定しました。また、こども基本法の趣旨をふまえ、校名候補を選定する過程において、子どもたちの意見聴取の機会を設けることとし、その具体的な方法等については、第2回委員会において協議することとしました。

イ 今後の進め方

10月7日から約1か月間、校名案を広く県民等から公募し、年度内を目途に新校の校名を決定します。

(4) 今後の対応

その他検討事項については、引き続き、「紀南地域新高等学校ワーキング会議」を中心に、地域や関係者の意見を聞きながら検討を進めます。

2 各地域の活性化協議会について

「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月）に基づき、1学年3学級以下の高等学校がある地域では、それぞれの地域の活性化協議会において、高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

（1）令和5年度の各地域協議会の進め方

ア 紀南地域

「紀南地域新高等学校ワーキング会議」や「紀南地域新高等学校校名選定委員会」における検討状況等を共有し、新校の開校に向けて意見をいただきます。

第1回：7月21日開催、計2～3回開催予定

イ 伊勢志摩地域

当協議会が令和4年度にまとめた配置の考え方「専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持」についてより深く協議し、15年先を見据えた学びと配置のあり方と、1学年あたりの総学級数が、令和10年度までに令和6年度と比べて4～5学級程度減少することへの具体的な対応について検討を進めます。

第1回：9月8日開催、計3回開催予定

ウ 伊賀地域

当協議会の「令和元・2年度の協議のまとめ」をふまえ、再編を検討する上で大切にしたいことや多様な子どもたちへの対応などについてさらに協議を進め、15年先を見据えた学びと配置のあり方と、1学年あたりの総学級数が、令和10年度までに令和6年度と比べて3学級程度減少することへの具体的な対応について検討を進めます。

第1回：7月25日開催、計3回開催予定

エ 松阪地域

松阪地域の高等学校の特色等について共有し、当地域で子どもたちに育みたい力について協議を進め、15年先を見据えた学びと配置のあり方と、1学年あたりの総学級数が、令和11年度までに令和6年度と比べて5学級程度減少することへの具体的な対応について検討を進めます。

第1回：8月23日開催、計2回開催予定

オ 津地域、鈴鹿・亀山地域

津地域および鈴鹿・亀山地域においては、今年度新たに活性化協議会を立ち上げます。

両地域とも1回開催予定

（2）今後の対応

各地域の活性化協議会における協議の状況については、令和6年3月の常任委員会で報告します。

紀南地域新高等学校 ~「美し国三重・東紀州の人づくり」の推進~ (案)

めざす
学校像

持続可能な社会の一員として、ふるさとを想い、未来に希望を持って
幸福を実現する人材を地域とともに育てる「開かれた学校」

育みたい
資質・能力

- 自己肯定感を高め、夢や目標の実現に向けて主体的に学び続ける力(自立)
- 人との出会い・つながりを大切にし、互いのよさを生かして協力・協働する力(共生)
- 自分の可能性を信じ、何事にも積極的に挑戦し未来を切り拓く力(創造)

学びのコンセプト

仲間とつながる 地域とつながる 全国・世界とつながる

特色ある
学び

- ◆2校舎の独自性を大切にしつつ、統合により連携を強化して学びを充実
- ◆幅広い選択科目を設置し、個に応じたきめ細かな教育を実現
- ◆「防災・減災・復旧・復興」がキーワードの防災教育をはじめ、地域社会の課題解決をめざした探究活動『東紀州未来学(仮称)』を実施

« « « 「つながる」学びの推進 » » »

○2校舎が一体となった学び

- ◆体育祭・文化祭・学習成果発表会等の行事を両校舎で合同開催
- ◆移動用バスで両校舎の合同活動をサポート(予定)
- 地域と連携した学びや活動
 - ◆地域との連携や外部指導員の活用により部活動を活性化
 - ◆コミュニティ・スクールの仕組みにより、地域と共に学びを支援

« « « « «これまでの2校舎それぞれの歴史や取組を生かした特色ある学び» » » » »

学びの選択肢の充実(設置予定の科目群)

木本校舎(熊野市)

普通科(全日制)
3学級

- ◆国語・数学・英語等の共通教科を中心として、確かな学力などの「夢をかなえる力」を育成

選抜コース

- ◆2年次から、文系・理系に分かれた発展的な学習で、主体的に学ぶ力を育成

普通コース

- ◆文系科目を中心に一部の理系科目も選択でき、幅広い学びで自己的キャリアを形成

紀南校舎(御浜町)

総合学科(全日制)
1学級・…(連携)…1学級

- ◆系列ごとの科目と、系列共通の選択科目の設置
- ◆生徒の出前授業など地域交流を推進

リベラルアーツ系列

- ◆国語・数学・英語等の共通教科やスポーツ・芸術系科目等から幅広く選択

情報ビジネス系列

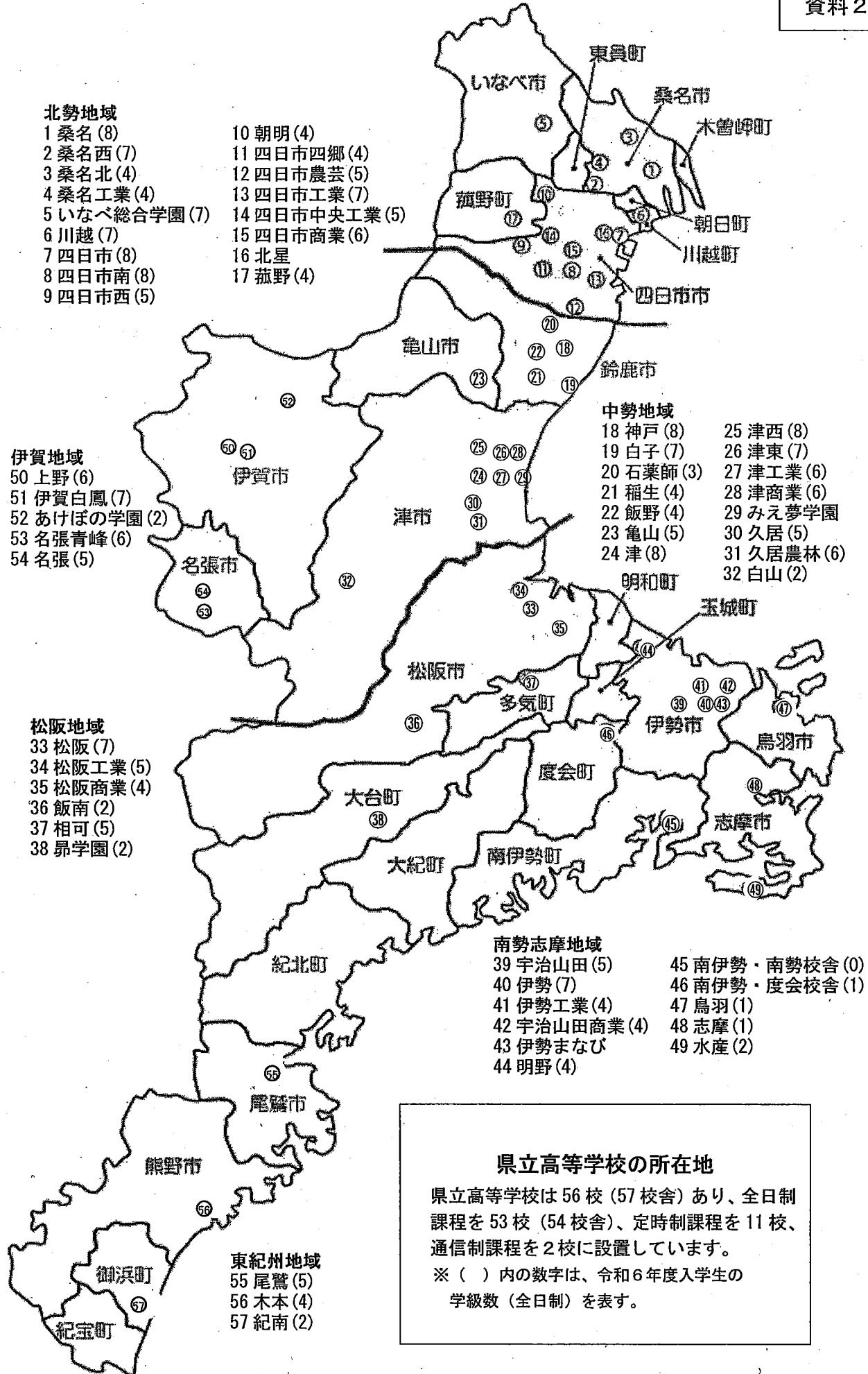
- ◆パソコン・会計系の資格取得等につながる、実社会で役立つ科目を選択

地域デザイン系列

- ◆地域創造・文系科目や共通選択科目等から幅広く選択

産業マイスター系列

- ◆ビジネス・医療福祉系の科目等、地域産業に関わる科目を選択



県立高等学校の所在地

県立高等学校は 56 校 (57 校舎) あり、全日制課程を 53 校 (54 校舎)、定時制課程を 11 校、通信制課程を 2 校に設置しています。

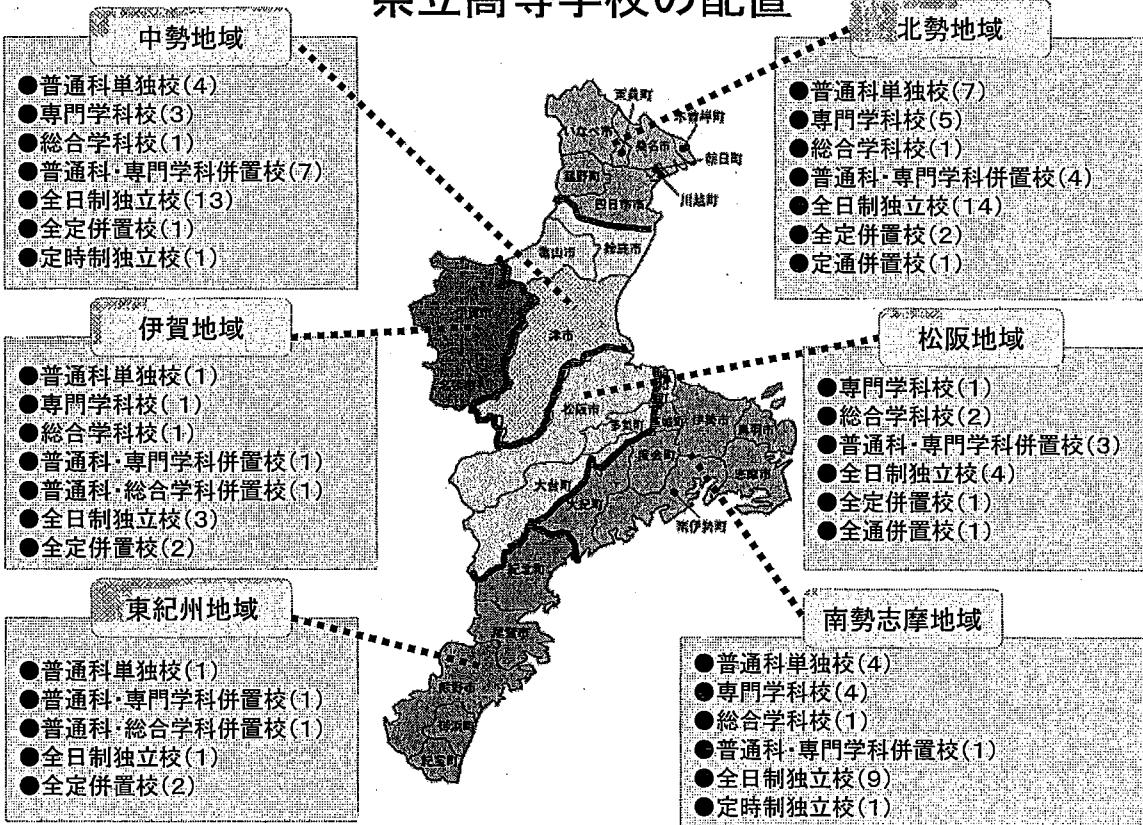
※ () 内の数字は、令和6年度入学生の学級数(全日制)を表す。

県立高等学校の教育課程による分類 【令和6年4月入学生】

全日制課程		定時制課程
普通科	桑名、桑名西、桑名北、川越、四日市、四日市南、四日市西、朝明、四日市四郷、 菰野、神戸、白子、石巣師、稻生、亀山、津、津西【単】、津東【単】、久居【単】、 白山、松阪、相可【単】、宇治山田、伊勢、南伊勢(度会校舎)、志摩、上野、 名張青峰【単】、尾鷲【単】、木本、紀南【単】	桑名、北星【単】、飯野【単】 松阪工業【単】、 伊勢まなび(屋間部)【単】、 上野、名張【単】、尾鷲【単】、 木本【単】
	四日市(国際科学)、四日市南(数理科学)、四日市西(比較文化・歴史・数理情報)、 四日市四郷(スポーツ科学)、白子(文化教養) 伊勢(国際科学)、名張青峰(文理探究)【単】、尾鷲(プログレッジ)【単】	北星(情報ビジネス)【単】、 四日市工業【単】、 伊勢まなび(夜間部: ものづくり工学)【単】
	四日市農芸、久居農林、相可、明野、伊賀白鳳(生物資源・フードシステム)【単】	みえ夢学園【単】
	桑名工業、四日市工業、四日市中央工業、津工業、松阪工業、伊勢工業、 伊賀白鳳(機械・電子機械・建築デザイン)【単】、尾鷲(システム工学)【単】	
	四日市商業、津商業、白山(情報コミュニケーション)、宇治山田商業、松阪商業【単】、 伊賀白鳳(経営)【単】、尾鷲(情報ビジネス)【単】	
	水産(海洋・機関・水産資源)	
	四日市農芸(生活文化)、白子(生活創造)、亀山(総合生活)、久居農林(生活デザイン)、 相可(食物調理)、明野(生活教養)	
	桑名(衛生看護)	
	亀山(システムメディア)	
	朝明(ふくし)、明野(福祉)、伊賀白鳳(ヒューマンサービス)【単】	
専門学科		総合学科
その他	桑名(理数)、川越(国際文理)、神戸(理数)、稻生(体育)、 飯野(英語コミュニケーション応用デザイン)、津西(国際科学)【単】、松阪(理数)、 上野(理数)	いなべ総合学園、飯南、昂学園、鳥羽、あけぼの学園、名張、木本【すべて単位制】

※【単】は単位制

県立高等学校の配置



5 学校における働き方改革の推進について

1 現状と課題

令和5年度の4月～6月における時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数は、小学校で1,217人、中学校で1,572人、県立学校で553人となり、令和4年度の同時期と比べて、小学校と県立学校は減少したものの中学校は増加しました。新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状況であった令和元年度との比較では、小学校で42.8%減、中学校で24.6%減、県立学校で27.2%減となっています。これまで継続してきた学校における働き方改革の取組により、令和元年度と比較すると減少しているものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況です。

県教育委員会および市町教育委員会と学校は、教職員の長時間労働の解消に向け、業務の削減や見直しを進め、学校における働き方改革をなお一層推進するとともに、近年全国的な課題となっている教員不足の解消に向けた取組を進める必要があります。

【時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数（4月～3月）の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	1,282(18.1%)	678(9.6%)	631(9.0%)	648(9.3%)
中学校	1,484(39.2%)	883(23.3%)	873(23.0%)	1,070(28.2%)
県立学校	542(12.4%)	235(5.0%)	253(5.6%)	422(9.3%)

【時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数（4月～6月）の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	2,129(30.0%)	672(9.5%)	1,135(16.2%)	1,223(17.5%)	1,217(17.7%)
中学校	2,084(55.1%)	590(15.6%)	1,414(37.3%)	1,514(39.8%)	1,572(41.3%)
県立学校	760(17.3%)	155(3.3%)	423(9.3%)	705(15.5%)	553(12.5%)

※()内は各校種ごとのすべての教職員に対する割合

【時間外労働が月45時間を超える教職員の要因(令和4年4月～令和5年3月)】

	学校運営	学習指導	生活指導	部活動	その他
小学校	32.1%	52.8%	11.0%	—	4.0%
中学校	30.0%	26.0%	15.5%	25.6%	3.0%
県立学校	15.5%	16.5%	2.6%	63.4%	2.1%

【時間外労働が月45時間を超える教職員の要因(令和5年4月～6月)】

	学校運営	学習指導	生活指導	部活動	その他
小学校	51.5%	41.2%	6.6%	—	0.7%
中学校	45.0%	22.2%	11.7%	20.6%	0.5%
県立学校	27.7%	11.0%	2.1%	57.8%	1.4%

2 働き方改革における取組

県教育委員会および市町教育委員会と学校が一体となり以下の取組を実施することで、学校における働き方改革を推進します。

(1) 全ての公立学校における統一した取組

各学校において、「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の目標を設定して取り組みます。

また、時間外労働時間が「年 360 時間を超える教職員数」「月 45 時間を超える教職員数」「1 人当たりの月平均時間外労働時間」「1 人当たりの年間休暇取得日数」の目標を設定し、安全衛生委員会等を活用した検証など P D C A サイクルによる進捗管理を行うことで、効率的な業務遂行や労働環境の改善を図ります。

【学校が学校経営の改革方針や学校マネジメントシート等へ記載する指標】

●活動指標

- ・設定した日の定時に退校できた教職員の割合
- ・予定通り休養日を実施できた部活動の割合
- ・放課後に開催して 60 分以内に終了した会議の割合

●成果指標

- ・時間外労働時間が年 360 時間を超える教職員数（0 人）
- ・時間外労働時間が月 45 時間を超える教職員の延べ人数（0 人）
- ・1 人当たりの月平均時間外労働時間（30 時間以下で設定）
- ・1 人当たりの年間休暇取得日数

(2) 学校や教職員が担う業務の見直し

学校や教職員が担う業務の役割分担や適正化に取り組むことで、教職員が本来の業務に集中できる環境づくりを進めます。

また、P T A 等と連携し、教職員がその専門性を必要とする業務により注力できるよう、行事等の教育活動における役割を分担したり、保護者や地域に対し学校における働き方改革への理解・協力を促す取組を進めます。

【学校・教師が担う業務に係る「3 分類】（文部科学省資料より）

●基本的には学校以外が担うべき業務

- ・登下校に関する対応（通学時の交通指導等）
- ・放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ・学校徴収金の徴収・管理（給食費の公会計化等）
- ・地域ボランティアとの連絡調整

●学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務

- ・調査・統計等への回答等（事務職員、スクール・サポート・スタッフ等）
- ・児童生徒の休み時間における対応、校内清掃（地域ボランティア等）
- ・部活動（部活動指導員等）

●教師の業務だが負担軽減が可能な業務

- ・給食時の対応（栄養教諭との連携）
- ・授業準備、学習評価や成績処理（スクール・サポート・スタッフ等）
- ・学校行事の準備・運営（事務職員、一部外部委託）
- ・進路指導（事務職員、地域人材との連携）
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

(3) 県教育委員会の調査や会議、研修会等の見直しおよび学校閉校日の設定

県教育委員会からの調査・報告・通知や会議・研修会の廃止・縮減・実施方法等の見直しに加え、長期休業中に県教育委員会が主催する会議や研修会等を開催しない期間を設定し、この期間を活用して学校閉校日を設定することで、教職員の業務負担軽減および休暇取得促進を図ります。

(4) 専門人材・地域人材の配置および活用

学校の実情をふまえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員などの専門人材の配置・拡充に取り組むとともに、令和5年度は全ての公立学校にスクール・サポート・スタッフを配置することにより教職員の業務負担軽減を図ります。

【令和5年度の配置状況】

- ・スクールカウンセラー : 68,557 時間（前年度比 4.4%増）
- ・スクールソーシャルワーカー : 24,624 時間（前年度比 48.2%増）
- ・部活動指導員 : 172 名（前年度比 50 名増）
- ・スクール・サポート・スタッフ : 全校配置（令和3年度より）

(5) I C T の活用・環境整備

統合型校務支援システムや留守番電話導入などの I C T 環境の整備を進めるとともに、I C T 機器を活用した会議や研修会等のオンライン開催やオンデマンドによる配信、全ての高等学校への採点システムの導入など、I C T を活用した取組により教職員の業務の効率化を図ります。

【各学校における具体的な取組事例】

- ・児童生徒の健康観察のデジタル化
- ・タブレットによるドリル教材の活用
- ・保護者会、家庭訪問のオンライン化
- ・欠席連絡等のアプリを活用した家庭と学校の連絡システムの構築

(6) 部活動への対応

複数顧問の配置や適切な部活動数の検討、部活動指導員等の活用、中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を推進することで、教職員の負担軽減を図り、持続可能な部活動となるよう取り組みます。

(7) 各学校の時間外労働削減に向けた課題解決の取組

時間外労働削減の課題は、各学校の実情により異なることから、取組シートを活用して課題や解決するための取組について検証し、効果的な取組については、事例集を活用して他校への拡大を図ります。

3 教員不足への対応

近年、教員採用選考試験における受験者の減少と教員不足の深刻化が懸念されていることから、教員採用選考試験をとおした高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の採用に加え、教職を志す人が高い意欲を持ち続けられるよう、教職の魅力向上を図り、教員不足の解消につなげます。

(1) 教職の魅力を伝えるガイダンスや説明会の実施

大学生を対象とした説明会において、現職の先輩教員を招き、経験談を交えて教職の魅力を直接伝えることに加え、高校生を対象とした教職ガイダンスを実施し、教職の魅力や教員免許状の取得方法について周知することで、教職を志す人材の確保につなげます。

(2) 大学と連携した取組

教員養成を担う大学と連携し、定期的な意見交換により教員確保に向けた課題を共有するとともに、大学との共同授業の実施や教員を志す学生が現職教員とともに受講する研修等、教職の魅力ややりがいを感じることができる機会の創設に取り組むことで、教職を志す人材の育成を図ります。

(3) SNS等を活用した取組

教員採用のパンフレットや県のホームページ、SNSを活用して、教員採用選考試験の情報に加え、教員として求める人物像や教職の魅力を発信することで、教員志望者の確保につなげます。

(4) 教員採用選考試験における取組

教員採用選考試験において、常勤講師等で前年度の第1次選考試験合格者および正規教員経験者を対象とした第1次選考試験の免除、試験の早期化、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象とした試験の実施などにより、幅広い資質・能力や経験を備えた人材の確保につなげます。

(5) 講師等の人材確保の取組

退職教員や教員免許状を有しているながら教職に就いていない人に向けた情報発信や研修会の実施により人材の掘り起こしを進めるとともに、教員採用選考試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考を行い講師等の人材確保につなげます。

(6) 環境整備に向けた取組

教職員だけでは対応が難しい複雑化・多様化した課題に県や市町と学校が一体となって対応する学校支援体制づくりを進めることで、教員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を整備します。

6 県立夜間中学について

1 経緯

- ・令和4年10月、夜間中学等に関するニーズ調査の結果、夜間中学への入学を希望する方が県内広域に所在していることから、夜間中学を県立で設置する方針を表明しました。
- ・令和5年6月、設置場所として、県立みえ夢学園高等学校内の研修棟を選定しました。
- ・令和5年7月、夜間中学設置検討委員会を設置し、令和7年4月開校に向けて、必要な事項について検討を始めました。

2 検討中のめざす学校の姿、学校の枠組み等

(1) めざす学校の姿（案）

「一人ひとりの願い（〇〇たい）が 芽生える 伸びる 広がる 学校」

- 年齢や国籍、学びの経験を越えて、学ぶ楽しさを実感し、自分の願いや夢へのチャレンジが芽生える学校
- 安心して学ぶことができる環境の中で、多様な学びや体験を通して、願いや夢をかなえる力が伸びる学校
- 語り合い、認め合い、学び合いながら、さまざまつながりを通じて、卒業後のイメージが広がる学校

(2) 学校設置の枠組み（案）

○入学対象者

三重県内に在住・在勤の学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた人で、以下のいずれかの要件を満たす人を入学対象とする。

- ・さまざまな理由により義務教育を修了していない人
- ・不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかつた人
- ・本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の人
- ・その他、学校長が入学を認めた人

○学校規模

1学年1学級10人程度を想定する。

○修業年限

通常の中学校と同様に3年間で中学校の教育課程を修了することとするが、個々の状況に応じて、最長9年を目安として在籍を可能とする。

○入学時期・編入学対応

4月入学を基本としつつ、年度途中の入学希望者に対しても、個々の状況に応じて入学を認めることとする。また、適切な学びの期間を設定するため、中途学年の2年、3年からの編入学も可能とする。開校時においても、入学希望者の学習状況を確認し、すべての学年への入学を可能とする。

○学齢期の生徒の受入れ

誰一人取り残さない教育の実現のため、学齢期の生徒について、「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）※の申請や、在籍校に籍を残したままの通学を可能とするといった受け入れ方策について検討する。

○高等学校や専修学校等に在籍する方の受入れ

義務教育を十分に受けられないまま、高等学校や専修学校等に入学した方について、在籍校に籍を残したまま、夜間中学の学びの場に参加できるよう検討する。

○誰もが通いやすい学習環境

生徒がそれぞれの事情に合わせて学ぶ時間を選択することができるよう、昼間部と夜間部を設置する。また、通学が困難な生徒のため、分校又は分教室の設置を検討する。

※「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）

不登校児童生徒の実態に配慮して、特別の教育課程を編成して教育を実施する学校。年間の総授業時間数の低減（750時間程度）、体験型学習を多く取り入れるなど、特色ある教育課程を編成・実施。

3 夜間中学設置検討委員会委員からの主な意見

○1学年1学級10人の想定では、10人という数字みて、あきらめてしまう人もいるのではないか。学校規模の発信について工夫が必要である。

○編入学対応について、ひきこもりの方は「学びたい」と思うタイミングがいつ来るかわからないので、そのような気持ちになった時に受け入れられることが重要ではないか。

○学齢期の不登校生徒の受入れはとても素晴らしい。子どもたちの学びの場の選択を広げることはよいことである。

○入学する方のこれまでの学びの状況に応じて、生徒自ら学びたい教科を選択できるとよいのではないか。

○教職員の配置について、さまざまな事情をもつ生徒や多様な学びに対応することができるよう、人選や人数について検討してほしい。

4 校名募集

広く県民の皆様に夜間中学について関心を高めていただく機会となるよう、現在、校名を募集しています。（募集期間：9月21日～10月31日）

5 今後の予定

- 令和5年9～10月 校名募集
12月 教育警察常任委員会
「県立夜間中学設置基本方針（中間案）」
- 令和6年1～2月 パブリックコメント実施
2月 県立夜間中学校設置にかかる条例案の提出
3月 教育警察常任委員会
「県立夜間中学設置基本方針（最終案）」
教育委員会
「県立夜間中学設置基本方針」決定

<参考> 夜間中学設置検討委員会委員（五十音順、敬称略）

宇藤 美帆	(公益財団法人三重県国際交流財団国際教育課長)
岡田 敏之	(基礎教育保障学会会長)
川口 佳奈枝	(みえ夜間学級体験教室「まなみえ」参加者)
酒徳 宏	(津市立東橋内中学校校長)
庄村 哲	(三重県立みえ夢学園高等学校校長)
城之内 庸仁	(一般社団法人基礎教育保障研究所理事長)
新矢 麻紀子	(大阪産業大学国際学部国際学科教授)
竹澤 尚美	(伊勢市ひきこもり地域支援センターつむぎセンター長)
中田 雅喜	(松阪市教育委員会教育長)
本田 実	(亀山市立亀山中学校教諭)

7 学力向上の取組について

1 基本的な考え方

学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を育むことをめざし、知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度（学びに向かう力）を養います。

学校における個別最適な学びや協働的な学びを進めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力の育成に取り組みます。

2 令和5年度全国学力・学習状況調査

全国学力・学習状況調査は、教科に関する調査と児童生徒や学校に対する質問紙調査を総合的に活用することで、子どもたちへの教育指導の充実や学習状況の改善につなげることを目的として実施されています。

（1）調査の概要

ア 実施日 令和5年4月18日

イ 対象

- ・小学校第6学年および中学校第3学年の全児童生徒
- ・特別支援学校小学部第6学年および中学部第3学年の該当児童生徒

ウ 調査の内容

- ・教科に関する調査（小学校：国語・算数、中学校：国語・数学・英語）
- ・生活環境や学習環境等に関する質問紙調査（児童生徒に対する調査）および学校に対する調査

（2）調査結果の概要

- ・令和5年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査において、平均正答率が全国平均を上回った教科は、小中学校合わせた5教科中1教科（中学校数学）でした。
- ・国語では小中学校とも、自分の考えや文章から分かったことをまとめる問題への改善が図られてきていますが、文脈に即して正しく漢字を使うなどの知識・技能の定着に課題がみられました。小学校算数では「高さが等しい三角形について、底辺と面積の関係を基に面積の大小を判断し、その理由を記述する」問題など、引き続き、図形に課題がみられました。
- ・児童生徒質問紙調査において、授業時間以外の学習時間や読書時間が経年で減少傾向にあり、全国平均よりも短い状況が続いている。
- ・「自分にはよいところがある」における肯定的な回答の割合は、昨年度を上回っており、「人の役に立つ人間になりたい」における肯定的な回答の割合も、9割を超える状況です。また、「今住んでいる地域の行事に参加している」「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と回答した割合は、全国平均を大きく上回っています。

3 令和5年度下半期の主な取組

各学校における「授業改善」「学習内容の定着」「学習習慣・読書習慣等の確立」に向けて、市町教育委員会と連携して取り組んでいきます。

(1) 各学校での取組

- ・校長のリーダーシップのもと、自校の学力向上に係る取組計画を必要に応じて見直し、全教職員で計画を共有。授業の見回りとフィードバックを徹底。
- ・全国学力・学習状況調査等の結果をふまえ、全教職員で課題がみられた学習内容について、各学年のつながりを意識し、指導方法を工夫・改善。定着が不十分な児童生徒には個に応じた指導を実施。
- ・家庭学習の時間、読書時間等の推移等のデータを参考に、学習習慣・読書習慣等の確立に向けた取組を検証・改善・実行。
- ・学校図書館の活用や朝の読書等、児童生徒が読書習慣を身に付ける取組を強化。

(2) 市町教育委員会と県教育委員会（教育支援事務所を含む）の連携

- ・市町教育委員会は、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果をふまえ、これまでの取組を検証し、市町の課題の改善に向けて下半期の「学力向上アクションプラン」を作成。県教育委員会は、各学校における取組が着実に進むよう市町教育委員会と意見交換を実施。また、市町教育委員会と共に授業観察を行い、「学力向上アクションプラン」に基づく学校の取組計画の進捗状況を把握し、校長や市町担当者と意見交換を実施。
- ・県教育委員会は、各学校における授業改善の取組や学習内容の理解・定着につながる取組が進むよう、市町教育委員会や学校の求めに応じた研修への支援を実施。
- ・市町教育委員会は、第2回みえスタディ・チェックの結果をふまえ、各学校における児童生徒の状況に応じた取組を指導・支援。県教育委員会は、「学力向上アクションプラン」の進捗状況もふまえ、学習内容の理解・定着が確実に図られるよう、必要に応じて市町教育委員会と年度末の取組を協議。

(3) 研修会等の実施

- ・各学校の学力向上の取組を促進するため、校長研修会において、全国学力・学習状況調査の結果や改善の方向性を説明（8月）。
- ・市町の学力向上に向けた取組を促進するため、市町教育委員会担当者を対象に学力向上推進会議を開催（第2回：8月）。
- ・学習指導要領で求められている資質・能力の育成に向けた授業改善を一層促進するため、教職員を対象に国の調査官を招聘し、提案授業に対する講評や講演による授業改善研修会（小学校：国語、算数 中学校：国語、数学）を開催。

教 科	開 催 日	授業公開校
小学校国語	令和6年 1月 18日	菰野町立鵜川原小学校
小学校算数	令和5年 12月 4日	伊勢市立豊浜西小学校
中学校国語	令和6年 1月 24日	菰野町立八風中学校
中学校数学	令和5年 11月 24日	津市立南が丘中学校

【参考1】

令和5年度全国学力・学習状況調査の結果

※()の数値は、全国平均との差

1 教科に関する調査

小学校		中学校		
国語	算数	国語	数学	英語 「聞くこと」「読むこと」「書くこと」
66.9(-0.3)	61.8(-0.7)	68.7(-1.1)	51.3(+0.3)	45.0(-0.6)

2 児童生徒質問紙調査

・平日の学習時間（1時間以上）

	H30	H31	R3	R4	R5
小学生	62.7(-3.5)	64.2(-1.9)	59.6(-2.9)	56.5(-2.9)	54.0(-3.1)
中学生	67.5(-3.1)	67.5(-2.3)	73.3(-2.6)	68.5(-1.0)	64.9(-0.9)

・休日の学習時間（1時間以上）

	H30	H31	R3	R4	R5
小学生	—	—	53.4(-7.6)	48.2(-7.9)	44.7(-7.8)
中学生	—	—	70.9(-6.7)	64.7(-6.1)	59.6(-5.7)

・平日の授業時間以外の読書（10分以上）

	H30	H31	R3	R4	R5
小学生	64.4(-1.8)	63.9(-1.8)	58.6(-2.6)	56.8(-2.8)	57.2(-2.8)
中学生	49.6(-3.9)	45.5(-4.9)	46.1(-4.0)	44.1(-4.5)	44.7(-4.7)

・自分にはよいところがある（肯定的な回答）

	H30	H31	R3	R4	R5
小学生	83.4(-0.6)	80.1(-1.1)	76.0(-0.9)	77.9(-1.4)	81.9(-1.6)
中学生	79.9(+1.1)	74.9(+0.8)	77.5(+1.3)	79.7(+1.2)	80.9(+0.9)

・人の役に立つ人間になりたい（肯定的な回答）

	H30	H31	R3	R4	R5
小学生	95.5(+0.3)	95.5(+0.3)	95.8(+0.3)	94.9(-0.2)	96.1(+0.2)
中学生	95.5(+0.6)	94.8(+0.5)	95.7(+0.7)	95.7(+0.7)	94.6(0.0)

・今住んでいる地域の行事に参加している（肯定的な回答）

	H30	H31	R3	R4	R5
小学生	66.7(+4.0)	74.1(+6.1)	65.7(+7.6)	58.3(+5.6)	64.4(+6.6)
中学生	49.6(+4.0)	56.8(+6.2)	52.5(+8.8)	46.8(+6.8)	47.0(+9.0)

・地域や社会をよくするために何かしてみたい（肯定的な回答）

	H30	H31	R3	R4	R5
小学生	—	—	—	—	77.9(+1.1)
中学生	—	—	—	—	68.8(+4.9)

【参考2】

みえスタディ・チェック

1 目的

- ・児童生徒が自らの学習内容の定着状況を確認し、目標を持って主体的に学習に取り組む意欲を育みます。

2 実施学年等（県独自で平成26年度から実施）

	第1回	第2回
学年	小学校第4、5学年 中学校第1、2学年	小学校第5学年 中学校第2学年
人数	各学年15,000人×4学年	各学年15,000人×2学年
実施期間	4～5月	1～2月
時間	小学校1教科25分又は45分 中学校1教科50分	小学校1教科45分 中学校1教科50分
教科	国語、算数・数学、理科 ＊理科は、小学校第4学年は実施なし	国語、算数・数学、理科 ＊理科は、3年に1回程度実施 ＊令和5年度は、理科は実施なし
アンケート	学習や生活等に関する質問(19項目)	

3 CBT化による実施

(1) 開始時期

- ・令和3年度第2回（令和4年1～2月）

(2) 概要

- ・みえスタディ・チェックの設問を児童生徒の端末に提供して、児童生徒が端末上で解答します。記述式問題については、紙媒体で配付する解答用紙に記入します。
- ・みえスタディ・チェックの設問ごとに、正解の場合はさらに難しい問題を、不正解の場合は学習内容を遡った問題を端末に提供します。本県の経年課題である「割合」「図形」「読む力・伝える力」に関する設問は、さらに1問提供します。あわせて、設問ごとの解説と、正解の場合のアドバイス文、不正解の場合のアドバイス文を提供します。
- ・児童生徒は、みえスタディ・チェック終了後、自分の端末ですぐに設問ごとの正解・不正解を確認することができます。
- ・教員は、みえスタディ・チェック終了後、すぐに自動採点・集計が行われることにより、児童生徒一人ひとりや学校、学級の強み・弱み、経年比較、どの問題でどれぐらいの児童生徒がつまずいているのかを即時に把握できます。

8 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

1 児童生徒の変化に関するアンケートについて

(1) アンケート実施の趣旨、内容

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、平時における学校教育活動においては、マスク着脱の考え方を見直され、学校行事やグループ活動など、少しずつコロナ禍前の活動が再開されてきています。

そこで、現在の県内児童生徒における心身や行動の様子を把握し、教育活動や学校生活における工夫、また学校への支援の検討などに資するため、アンケートを実施しました。

アンケートでは、コロナ禍前（令和元年以前）および前年同期（令和4年8月）と現在とを比較した児童生徒の変化について、養護教諭とスクールカウンセラー（以下、「SC」という）がどのように感じているかを質問しました。このため、本アンケートの数値は、変化がある児童生徒の割合を示しているものではなく、変化があると感じている養護教諭とSCの割合を示しています。

〈養護教諭〉回答数：107人（小中学校配置：79人 県立学校配置：28人）

※令和元年度以前から現任校に勤務し、かつ、昨年度のアンケートに回答した者を対象としています。

〈SC〉回答数：延べ85人（小中学校配置：66人 県立学校配置：19人）

※令和元年度以前から同一校種の学校に配置されている者を対象としています。

(2) アンケート結果の概要

コロナ禍前と前年同期および現在の比較

（※昨年度の調査で「増えた」と回答したものが50%を超えた項目を抽出）

	養護教諭			SC		
	R 4	R 5	対前年同期比 (R 5 - R 4)	R 4	R 5	対前年同期比 (R 5 - R 4)
気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子どもが増えた	52%	38%	-14%	68%	49%	-19%
友人との関係に不安を抱く子どもが増えた	54%	34%	-20%	63%	48%	-15%
生活リズムが乱れがちな子どもが増えた	66%	48%	-18%	53%	53%	±0
(感染防止以外の理由で)学校に登校しづらいと感じている子どもが増えた	62%	46%	-16%	61%	55%	-6%
運動不足や体力が低下している子どもが増えた	87%	69%	-18%	-	-	-
担任からの児童生徒の様子についての相談が増えた	-	-	-	51%	35%	-16%

(3) アンケート結果の詳細

①コロナ禍前（令和元年以前）からの変化

〈養護教諭〉

○養護教諭が感じている、新型コロナウィルス感染症の影響と思われる児童生徒の変化

「気持ちや行動」「学習や対人関係」「生活や体」「保健室対応や相談」の4つのカテゴリーに関する20項目について、養護教諭がコロナ禍前および前年同期と現在とを比較して、児童生徒の変化（「増えた」「変わらない」「減った」「わからない」）をどのように感じているか質問しました。

○コロナ禍前と現在とのアンケート結果比較（資料1）

コロナ禍前と現在との比較（資料1）をカテゴリー別で見ると、「増えた」割合が最も高い項目は、

- ・「気持ちや行動」では「④気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子ども」38%
- ・「学習や対人関係」では「⑧友人との関係に不安を抱く子ども」34%
- ・「生活や体」では「⑯運動不足や体力が低下している子ども」69%
- ・「保健室対応や相談」では「㉚ＳＣやスクールソーシャルワーカー（以下、「ＳＳＷ」という）、医療機関受診をすすめる必要のある児童生徒」43%でした。

○コロナ禍前と現在とのアンケート結果前年同期比較（資料1、2）

コロナ禍前と現在との比較（資料1）で「増えた」割合が最も高い項目を、前年同期に実施したアンケート結果（資料2）と比較すると、

- ・「④気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子ども」14%減
- ・「⑧友人との関係に不安を抱く子ども」20%減
- ・「⑯運動不足や体力が低下している子ども」18%減
- ・「㉚ＳＣやＳＳＷ、医療機関受診をすすめる必要のある子ども」7%減でした。

その他の項目を含め、「増えた」の割合は総じて減っています。

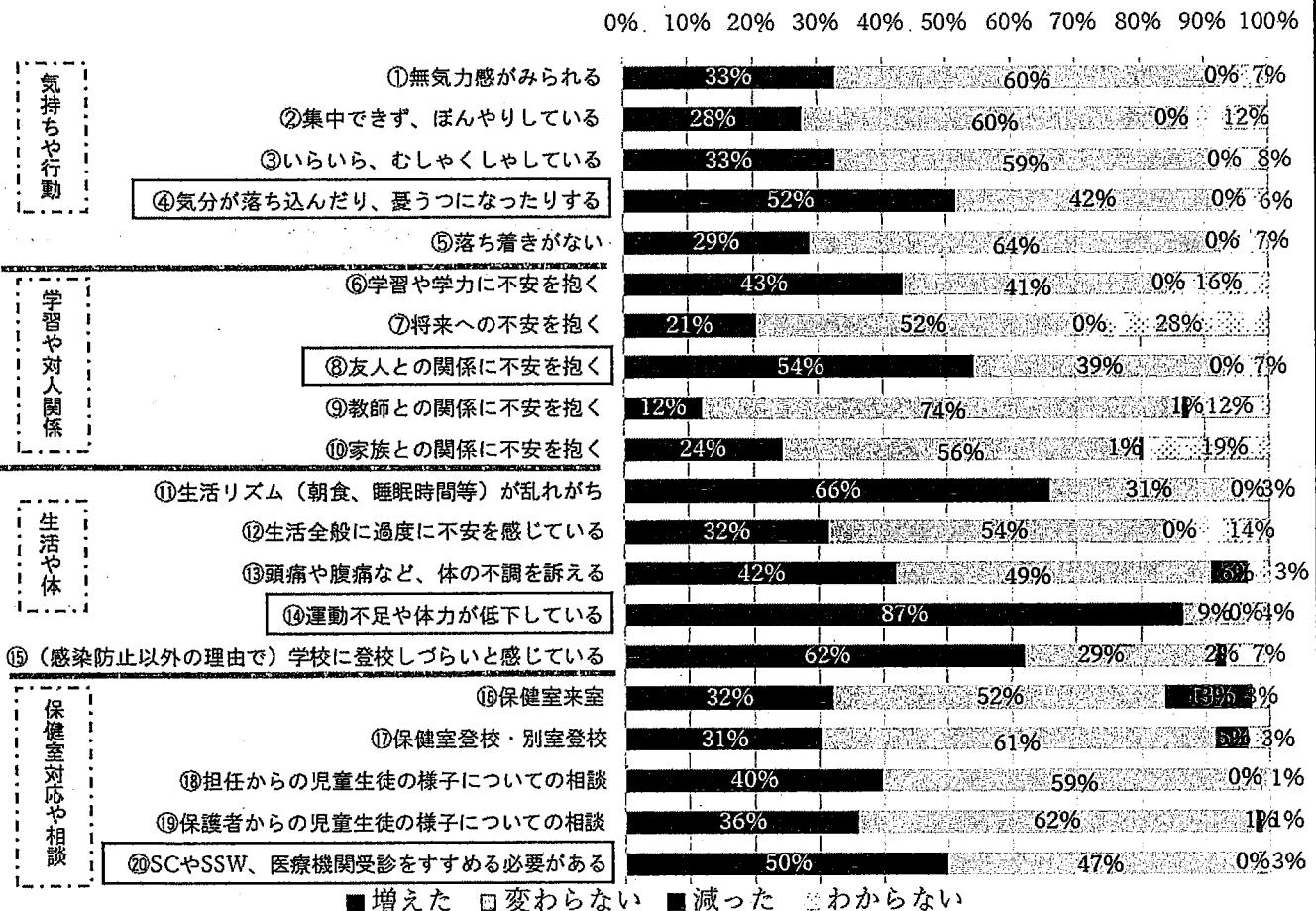
<養護教諭>令和5年度 コロナ禍前（令和元年以前）からの変化

資料1



<養護教諭>令和4年度 コロナ禍前（令和元年以前）からの変化

資料2



〈スクールカウンセラー（S C）〉

○ S Cが対応した児童生徒に感じる、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童生徒の変化

「気持ちや行動」「学習や対人関係」「生活」「相談」の4つのカテゴリーに関する14項目について、S Cがコロナ禍前および前年同期と現在とを比較して、児童生徒の変化（「増えた」「変わらない」「減った」「わからない」）をどのように感じているのか質問しました。

○コロナ禍前と現在とのアンケート結果比較（資料3）

コロナ禍前と現在との比較（資料3）をカテゴリー別で見ると、「増えた」割合が最も高い項目は、

- ・「気持ちや行動」では「④気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子ども」49%
- ・「学習や対人関係」では「⑧友人との関係に不安を抱く子ども」48%
- ・「生活」では「⑫（感染防止以外の理由で）学校に登校しづらいと感じている子ども」55%
- ・「相談」では「⑬担任からの児童生徒についての相談」35%
- ・「⑭保護者からの児童生徒についての相談」35%

でした。

○コロナ禍前と現在とのアンケート結果前年同期比較（資料3、4）

コロナ禍前と現在との比較（資料3）で「増えた」割合が最も高い項目を、前年同期に実施したアンケート結果（資料4）と比較すると、

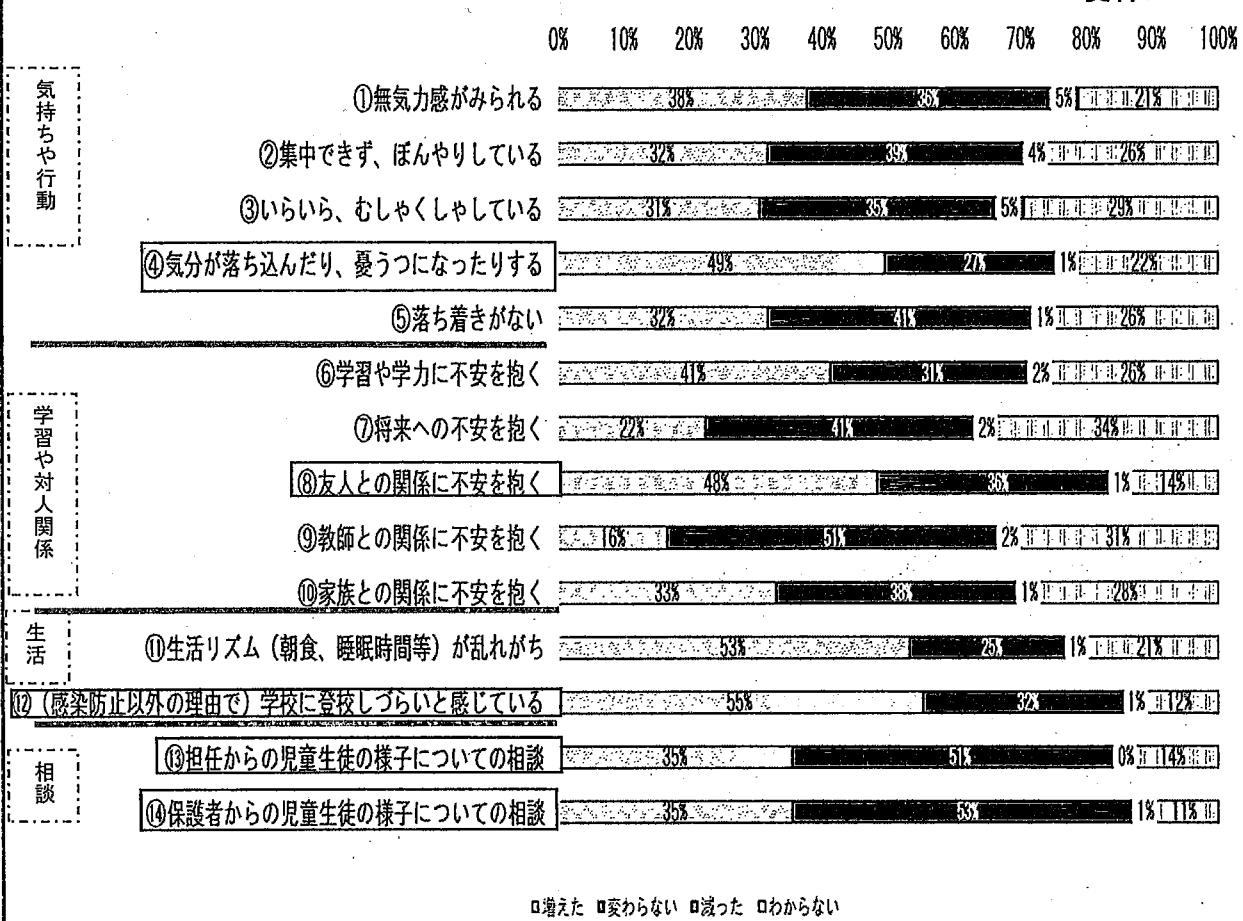
- ・「④気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子ども」19%減
- ・「⑧友人との関係に不安を抱く子ども」15%減
- ・「⑫（感染防止以外の理由で）学校に登校しづらいと感じている子ども」6%減
- ・「⑬担任からの児童生徒についての相談」16%減
- ・「⑭保護者からの児童生徒についての相談」7%減

でした。

その他の項目を含め、「増えた」の割合は、総じて減っています。

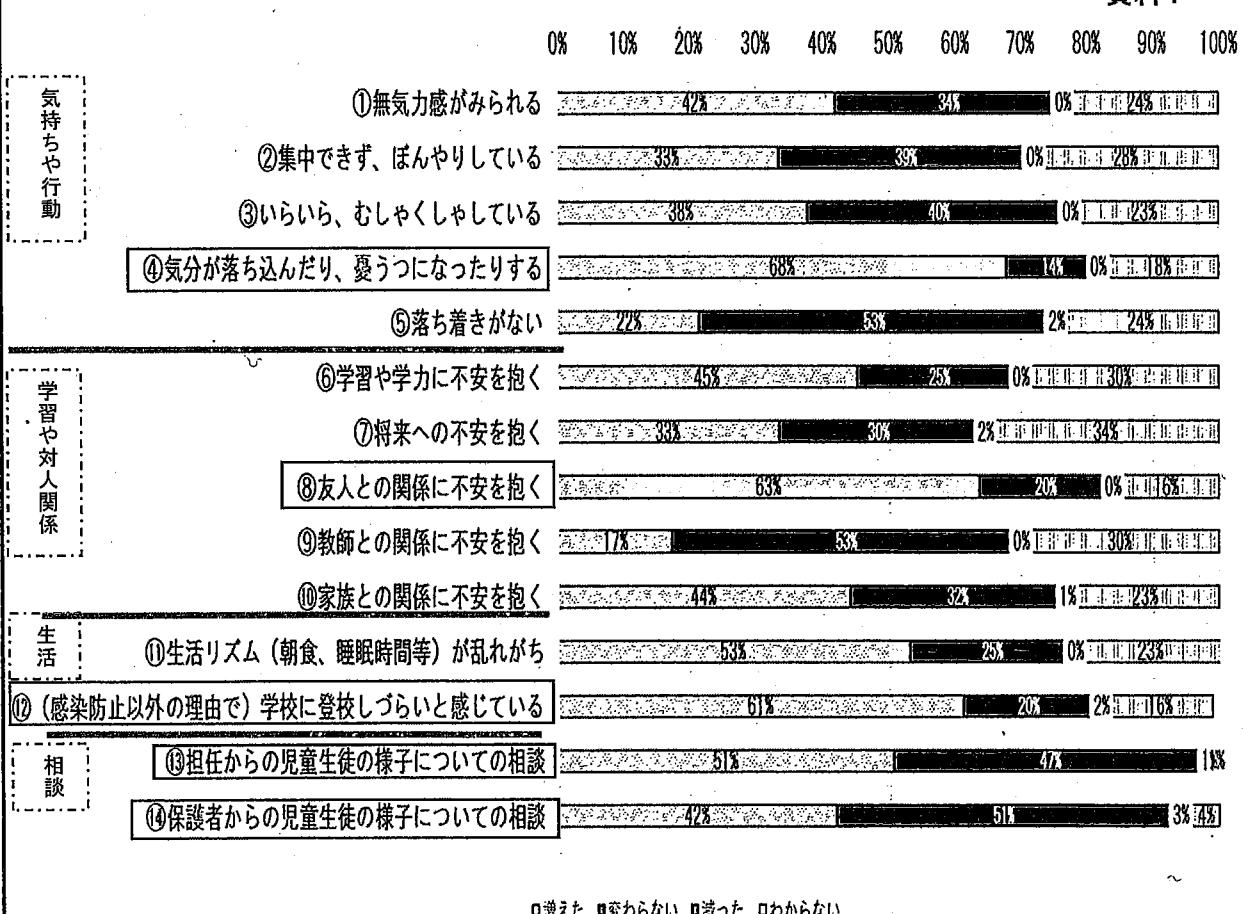
<SC> 令和5年度 コロナ禍前（令和元年以前）からの変化

資料3



<SC> 令和4年度 コロナ禍前（令和元年以前）からの変化

資料4



②前年同期（令和4年8月）からの変化

〈養護教諭〉

前年同期と現在とを比較した回答（「増えた」「変わらない」「減った」「わからぬい」）の割合（資料5）をカテゴリー別で見ると、

【気持ちや行動】

「④気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子ども」では、養護教諭の18%が「増えた」、56%が「変わらない」、20%が「減った」と回答しています。

【学習や対人関係】

「⑧友人との関係に不安を抱く子ども」では、養護教諭の19%が「増えた」、62%が「変わらない」、12%が「減った」と回答しています。

【生活や体】

「⑯運動不足や体力が低下している子ども」では、養護教諭の35%が「増えた」、47%が「変わらない」、11%が「減った」と回答しています。

【保健室対応や相談】

「㉚S CやSSW、医療機関受診をすすめる必要のある子ども」では、養護教諭の25%が「増えた」、67%が「変わらない」、8%が「減った」と回答しています。

「気持ちや行動」「学習や対人関係」のカテゴリーでは、「増えた」よりも「減った」割合が高く、改善傾向がみられます。「生活や体」「保健室対応や相談」のカテゴリーでは、「減った」よりも「増えた」割合が高く、前年よりも悪化の傾向がみられます。

〈養護教諭〉 令和5年度 前年同期（令和4年8月）からの変化

資料5



□増えた □変わらない □減った □わからない

〈スクールカウンセラー（SC）〉

前年同期と現在とを比較した回答（「増えた」「変わらない」「減った」「わからない」）の割合（資料6）をカテゴリー別で見ると、

【気持ちや行動】

「④気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子ども」では、SCの24%が「増えた」、54%が「変わらない」、4%が「減った」と回答しています。

【学習や対人関係】

「⑧友人との関係に不安を抱く子ども」では、SCの19%が「増えた」、61%が「変わらない」、2%が「減った」と回答しています。

【生活】

「⑫（感染防止以外の理由で）学校に登校しづらいと感じている子ども」では、SCの34%が「増えた」、49%が「変わらない」、2%が「減った」と回答しています。

【相談】

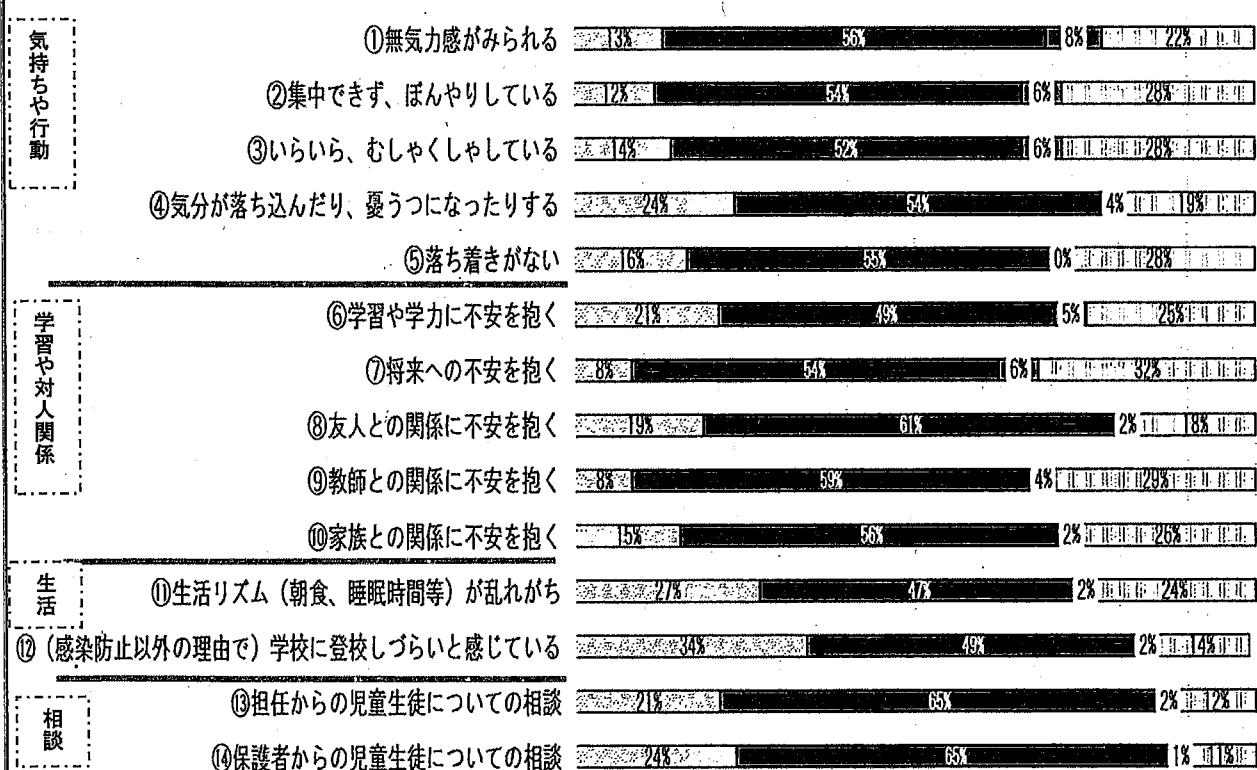
「⑬担任からの児童生徒についての相談」では、SCの21%が「増えた」、65%が「変わらない」、2%が「減った」と回答しています。また、「⑭保護者からの児童生徒についての相談」では、SCの24%が「増えた」、65%が「変わらない」、1%が「減った」と回答しています。

SCへの相談を希望する児童生徒においては、全ての項目において、「減った」よりも「増えた」割合が高く、前年よりも悪化の傾向がみられます。

〈SC〉 令和5年度 前年同期（令和4年8月）からの変化

資料6

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



③新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童生徒からの相談（資料7、8）

〈養護教諭〉

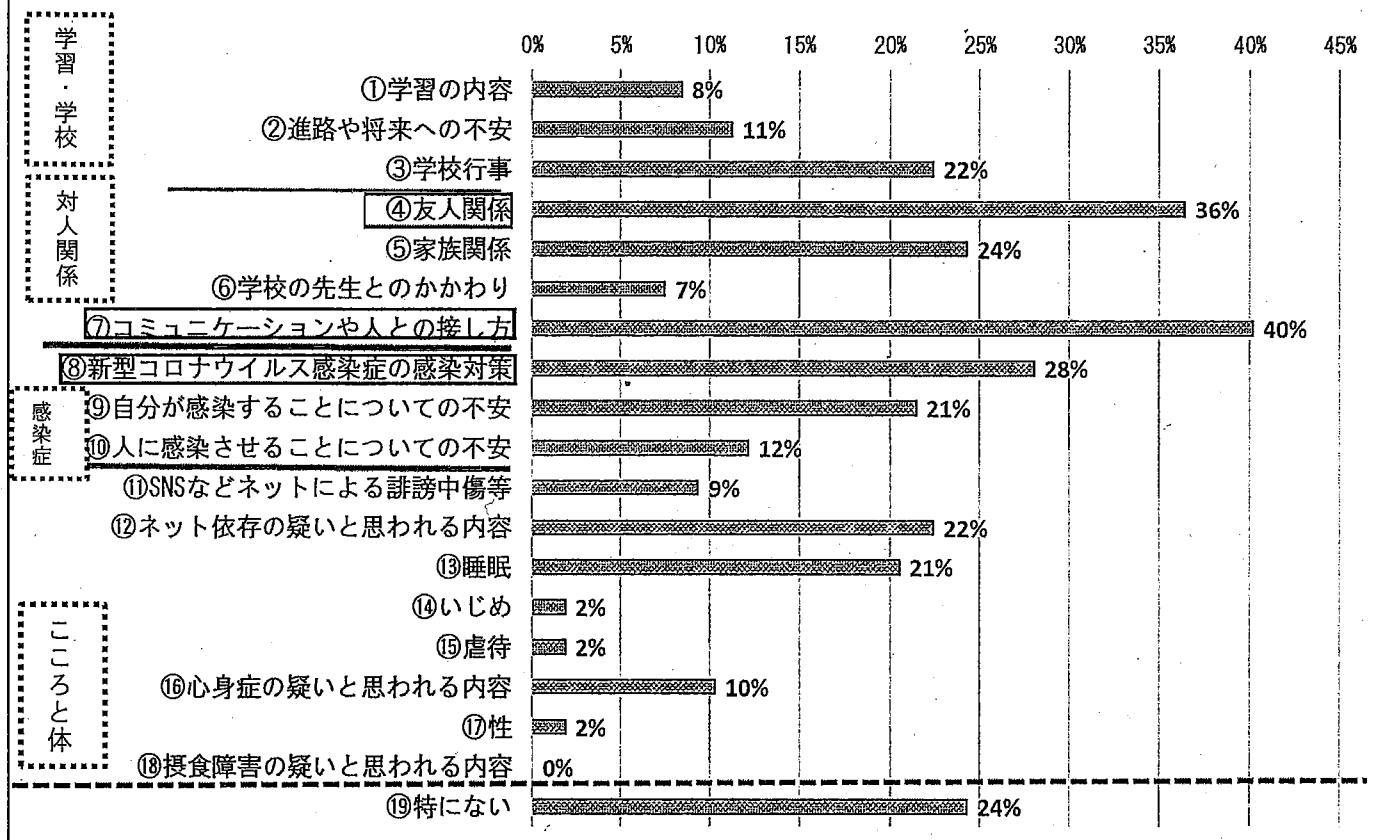
養護教諭が受けた相談の中で、「学習・学校」「対人関係」「感染症」「こころと体」に関する4つのカテゴリーに関する18項目について、養護教諭が新型コロナウイルス感染症の影響によると感じているもののうち、多いものを複数選択しています。（資料7）

昨年度の調査（資料8）では、「⑨自分が感染することについての不安」44.4%、「④友人関係」43.9%、「⑧新型コロナウイルス感染症の感染対策」42.2%の順に、多くの養護教諭が選択していましたが、今回の調査（資料7）では、「⑦コミュニケーションや人との接し方」40%、「④友人関係」36%、「⑧新型コロナウイルス感染症の感染対策」28%の順に、多い回答となりました。

新型コロナウイルス感染症に対する不安や感染対策についての相談が減少しています。

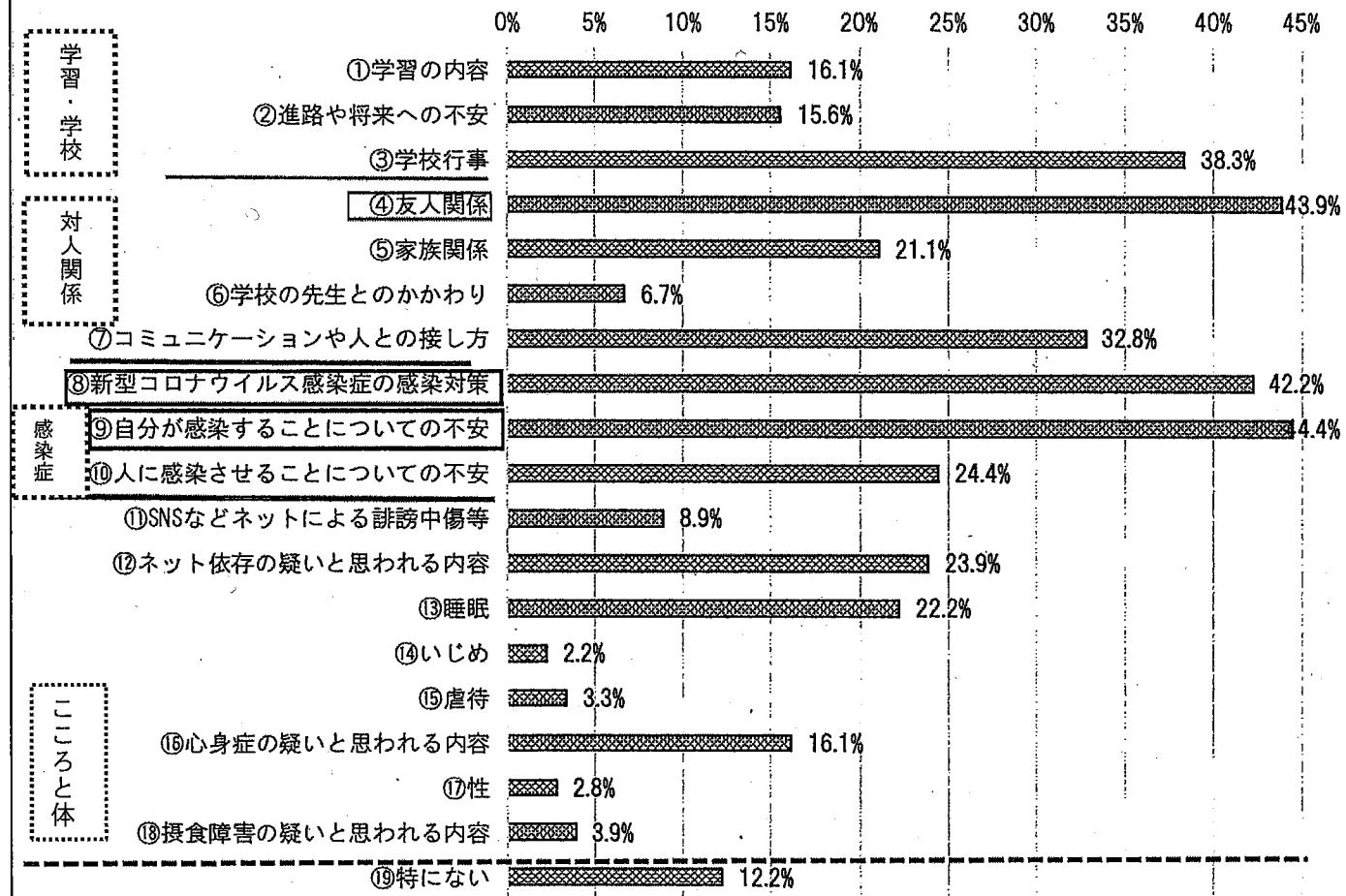
R5 <養護教諭>児童生徒から受けた新型コロナウイルス感染症の影響によると思われる
相談内容について（複数選択）

資料7



R4 <養護教諭>児童生徒から受けた新型コロナウイルス感染症の影響によると思われる
相談内容について（複数選択）

資料8



(4) アンケート結果のまとめ

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、平時における学校教育活動もコロナ禍前の活動が再開されてきました。

①コロナ禍前（令和元年以前）からの変化では「増えた」の回答の割合が前年同期よりも減少していることから、長期的な視点で見ると学校やSCによる取組や支援の成果が出ていると考えられます。

②前年同期（令和4年8月）からの変化では「変わらない」の回答の割合が高いこと、「減った」よりも「増えた」の割合が高いことなどから、短期的な視点で見ると、新型コロナウイルス感染症の影響が未だに続いていると考えられます。また、SCについては、全ての項目で養護教諭と比較して「減った」の割合が低いことから、SCへの相談を希望する児童生徒の中には、こころの不調が長引いている者がいると考えられます。

③新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童生徒からの相談では、前年同期と現在では、児童生徒からの養護教諭への相談内容が、感染症に対する不安や対策のことからコミュニケーションや人との接し方に係ることに変化していると考えられます。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の影響は未だ続いている、今後も支援を継続していくとともに、一人ひとりの状況に応じた対応が必要です。

2 アンケート結果を受けての対応

(1) アンケート結果と各学校における取組の共有

アンケート結果は、県立学校や市町教育委員会と共有するとともに、全てのSCにもフィードバックを行いました。

また、本アンケートでは、こころの健康に対応するために工夫していることや、今後の取組について、できること、できるとよいことも調査しています。

それらについても、今後の取組の参考となるよう、県立学校や市町教育委員会と共有しました。

〈養護教諭の取組例〉

- ・5月8日以前より行っている、Google フォームでの個別の健康観察において「今のキモチ」を聞く項目および自由記入欄の継続設定
- ・普段から、不安が強い生徒に対し、規制が緩くなることへの不安や心配はないかなど、個別の声かけ
- ・各クラスや集会時にマスク着用が個人の判断になることでお互いの思いを大切にすることなどを指導
- ・感染症の位置づけの変更に伴う学校生活の変化に子どもたちが戸惑うことのないよう、教職員間での十分な情報共有
- ・保健だよりでレジリエンスについての啓発

〈SCの取組例〉

- ・5類感染症移行後も、児童生徒の心身に与える影響があることをふまえた児童生徒の心に寄り添ったカウンセリング
- ・他のSCが発行している便りを参考とした保護者や教職員への情報発信
- ・気になる児童生徒の早期把握のための校内巡回と関係教職員との情報共有
- ・昼休みの校内放送や校内掲示板を活用した、こころの健康に係る周知
- ・感染症を気にする児童生徒、表情を見ながらのカウンセリングを望む児童生徒がいること等をふまえたマスクの脱着

(2) 市町教育委員会や県立学校と連携した取組の推進

コロナ禍を経験した児童生徒の変化への対応について、市町等教育長会議や市町保健教育担当者会議、県立学校長会議などの場において協議・検討しながら取組を進めます。

学校において不安や悩みを把握する取組や、児童生徒のコミュニケーションが活発になる取組、交流・体験活動などについて、専門家の助言も取り入れながら検討します。

(3) 研修

昨年度に実施した管理職や学校保健・生徒指導・教育相談担当者等を対象とした、子どものこころに関する研修会を、アンケート結果もふまえて今年度も実施します。また、児童生徒の意識の変化により敏感になれるよう、管理職や初任者を対象とした研修を行う際に、アンケート結果をふまえて実施します。

SCには、10月に実施する研修会で、アンケート結果を共有した後、SCが児童生徒にカウンセリングを行う際に、気を付けていることや心掛けていることなど、グループに分かれて意見交換を行います。出された意見についてはSC間で共有して今後の取組につなげます。また、引き続きSCが定期的に発行している便りを共有して、保護者や教職員への有益な情報提供に努めます。

(4) これまでの取組の周知

県教育委員会においては、これまで下記資料の作成や取組を行っており、アンケートのフィードバックとともに、改めて周知します。

- ・新型コロナウイルス感染症に係る人権学習指導資料
- ・「生活習慣・読書習慣チェックシート」
- ・「みえ子どもの元気アップシート」
- ・こころのケアに関する各種相談窓口の案内

また、これらの取組をはじめ、県教育委員会や文部科学省、各種団体の作成したさまざまな関連資料をとりまとめ、学校における取組や児童生徒および保護者への案内に活用できるよう紹介します。

3 今後の子どもたちへの対応について

今回のアンケート結果から、依然として新型コロナウイルス感染症による心身への影響が継続していることが分かりました。

令和5年で4年目となった新型コロナウイルス感染症による影響を改善させるためには、継続的で、よりきめ細かな取組が必要です。

退職養護教諭による養護教諭へのサポートや教職員およびS Cを対象とした研修の実施、コロナ禍においても工夫して継続してきた食育や体力向上の取組など、現在までに行っている取組を、児童生徒の状況やニーズに合わせて、寄り添いながら継続して進めていきます。

9 「三重県人権教育基本方針」の改定に係る中間案について

1 経緯

県教育委員会では、平成 11 年に策定した「三重県人権教育基本方針」を、教育を取り巻く状況の変化や本県の人権施策に係わる方針などをふまえて、定期的に改定しています。

第一次改定は、平成 21 年に、当時「三重県人権教育基本方針」とともに策定していた「三重県同和教育基本方針」と一元化する形で行いました。第二次改定は、平成 27 年に改定された「三重県人権施策基本方針」との整合性を図りつつ、教育を取り巻く情勢の変化や平成 25 年の教職員意識調査の結果をふまえて、平成 29 年に実施しました。

第三次となる今回の改定は、令和 4 年に制定した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」等をふまえ、これからの人権教育の一層の充実を図るために実施します。

2 改定の進め方

市町教育委員会、県立校長会、小中校長会、三重県教職員組合等に意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施し改定を行います。

3 基本的な考え方

- 一人ひとりの自己実現や人権が尊重される社会の実現をめざす現行の「三重県人権教育基本方針」を継承していくことを基本に、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行をふまえ、三重県人権施策基本方針の改定内容も注視しながら改定案を作成します。
- 令和 3 年度に行った教職員意識調査の結果等もふまえて、本県の人権教育を継承・発展していくよう、これからの世代の教職員にもわかりやすい記述に修正します。

4 改定の方向性

- 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の制定をふまえ、差別をなくし、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育成する人権教育の目的の明確化を図ります。
- 人権を巡る国内外の情勢の変化や人権教育の推進に係る法整備等の状況の進展等をふまえ、学校における人権教育の重要性の高まりを示します。
- 人権問題に関する教職員意識調査の結果やこれまでの人権教育推進に係る施策の課題等をふまえ、今後の人権教育推進の方向性を示します。
- 学校・家庭・地域が連携・協働して人権教育を進めていく体制の強化をめざします。

5 中間案の主な内容

- ・ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨や 19 条の規定等をふまえ、差別の解消に資する人権教育を積極的に推進するため、記述内容を修正します。
- ・ 現行の方針では 3 つめの目標となっている、自己実現に関わる内容を人権教育の目的の中に追記し、新たに目的達成のための取組目標の 1 つめに、子どもたちの自尊感情を高めることを記述します。
- ・ 三重県人権施策基本方針案をふまえ、「ひきこもり」を教育として取り組むべき人権問題の 1 つに新たに位置付けます。

6 進捗状況および今後のスケジュール

令和 5 年 6 月～7 月 市町教育委員会、県立校長会、小中校長会、
三重県教職員組合に対する意見照会

10 月～11 月 パブリックコメント実施

令和 6 年 3 月 教育警察常任委員会（最終案）
3 月 改定

改定後は、県ホームページで公開するとともに、リーフレットを作成のうえ各市町教育委員会や学校等に配付します。

1.0 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」中間案について

1 部活動の地域移行

(1) 背景と経緯

部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなどの教育的意義を有しており、これまで学校部活動として教職員が担ってきましたが、少子化の進行による生徒数の減少や指導者不足などのため、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒の活動の場を整備する必要があります。

国においては、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から基本的な考え方として「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、まずは中学校の休日における部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることとされました。

(2) 課題と方向性

各市町によって、中学校の数や生徒数、部活動の種類、受け皿となり得る団体、指導者や活動場所、移動手段の状況が異なり、直面している課題もさまざまであることから、画一的に推進していくことは困難な状況にあります。

このため、各市町の状況を把握し、好事例の共有等を図るとともに、地域の実情に応じた取組を進める必要があります。まずは、部活動に外部指導者を入れるなどの地域連携から始めたり、可能な部活動から総合型地域スポーツクラブ等に地域移行するなど、中学校の休日における部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めます。

(3) 県の取組

令和2年度～ ・「部活動のあり方検討委員会」を設置（7回開催）

令和3～4年度 ・モデル校として実践研究を実施

伊賀市：崇広中学校（陸上競技部）

　　靈峰中学校（女子バレー部）

菰野町：菰野中学校（ハンドボール部、

　　男子バレー部、陸上競技部）

大台町：（女子ソフトテニス部）

令和4年1月～ ・市町担当者と定期的に協議（11回実施）

令和5年度 ・国の事業を活用し実証事業を実施

　　菰野町、四日市市、大台町、志摩市

　　・保健体育課内に「部活動改革コーディネーター」1名を配置

　　・中学生を指導するために必要な資質を備えた指導者を養成するための研修を実施

2 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定

(1) 基本的な考え方

「三重県部活動ガイドライン」については、現行の「三重県部活動ガイドライン」をベースに、部活動の地域連携など新たに国のガイドラインで示された内容や熱中症対策の徹底など、県として必要と考えることを追記します。

「新たな地域クラブ活動方針」については、国のガイドラインをふまえて、新たに策定します。各市町や地域の実情に応じた取組が柔軟に進められるような内容にするとともに、地域連携・地域移行の想定パターンや県内で先行している地域クラブ活動の取組事例などを記載します。

(2) 策定体制

「部活動のあり方検討委員会」に、県関係課による作業部会を設置するとともに、市町担当者と協議のうえ、策定作業を進めます。

(3) 主な内容 ※「別紙1」中間案概要を参照

◎三重県部活動ガイドライン（対象：公立中学校・県立高等学校の生徒）

学校教育の一環としての部活動について、適切な運営の在り方などを記載するほか、主な変更点としては、「(7) 安全管理と事故発生時の対応」に熱中症対策として、暑さ指数に基づく運動の実施可否などを追記しています。

◎新たな地域クラブ活動方針（対象：公立中学校の生徒）

新たな地域クラブ活動の適切な運営や効率的・効果的な活動の推進、学校との連携などについて記載するとともに、学校部活動の地域連携や地域移行に向けた環境整備や大会等の在り方の見直しなどを記載しています。

なお、地域連携・地域クラブ活動のイメージ図や先進事例などを追加する予定です。

(4) 策定スケジュール（予定）

10～11月：パブリックコメント実施

12月：教育警察常任委員会（最終案）

策定

三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針（中間案）概要

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から基本的な考え方として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、地域連携・地域移行に向けた環境整備のための実証事業等に取り組み、段階的な地域連携・地域移行を進めることとされた。これを受け、三重県教育委員会では、国のガイドラインをふまえて「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定を進めている。その内容については、現行の「三重県部活動ガイドライン」をベースに、国のガイドラインで示された新たな部分や地域クラブ活動について、地域連携・地域移行した場合の想定パターンや県内で先行している地域や市町の事例等を記載する。

※「三重県部活動ガイドライン」は公立中学校および県立高等学校の生徒を対象とする。「新たな地域クラブ活動方針」は公立中学校の生徒を対象とする。

◎ 三重県部活動ガイドライン ※一部追記

1 学校教育の一環としての部活動

- (1) 学校部活動の意義
- (2) 部活動の現状と課題
- (3) 安全面への配慮

2 適切な部活動の運営の在り方

- (1) 適切な活動計画の作成と共通理解
- (2) 参加大会等の精選
- (3) 休養日・活動時間の設定
- (4) 適切な部活動指導に向けた研修
- (5) 部活動指導の在り方の見直し
- (6) 体罰等の根絶
- (7) 安全管理と事故発生時の対応 ※熱中症対策を追記

◎ 新たな地域クラブ活動方針 ※新規

I 新たな地域クラブ活動

- 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
 - (1) 地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を想定
 - (2) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実、関係者間の連携体制の構築等
 - (3) 指導者の質の保障と量の確保、適切な指導の実施、指導を希望する教員等の兼職兼業
 - (4) 三重県部活動ガイドライン2(1)に準じた活動内容
 - (5) 三重県部活動ガイドライン2(3)に準じた適切な休養日等の設定
 - (6) 活動場所として学校等公共施設を活用
 - (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
 - (8) 怪我等が生じても適切な補償が受けられるよう保険の加入を促す
 - (9) 安全管理と事故発生時の適切かつ迅速な対応
- 2 学校との連携等
 - 学校・家庭・地域の相互の連携・協働。地域クラブ活動と部活動との共通理解。
 - 県および市町から地域クラブ活動への指導助言。学校の設置者および校長は地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知。

II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

- (1) 休日の活動の在り方等の検討
- (2) 関係者からなる協議会等検討体制の整備
- (3) 研修会の開催や希望する教員の兼職兼業等指導者の確保
- (4) 地域の実情に応じた段階的な体制の整備

2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ

3 総合的・計画的な取組

国ガイドライン・本方針を参考に、市町方針を作成し、地域移行を推進

III 大会等の在り方の見直し

1 大会主催者は地域クラブ活動等も参加できるよう参加資格を見直す

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

- (1) 地域クラブ活動の大会等引率は、実施主体の指導者等が行う
- (2) 教育委員会や校長は、大会等運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う

3 熱中症対策等、生徒の体調管理を最優先に対応する

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・**週当たり2日以上の休養日の設定**（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日を設定**
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
 - ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
 - ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・**令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す**
 - ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
 - ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行 に向けた環境の一体的な整備

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

49億円
28億円)



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

27億円 (11億円)

委託
拡充

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

体制整備

- ・関係団体・市区町村等との連絡調整
- ・コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
- ・運営団体・実施主体の体制整備や質の確保

指導者の質の保障・量の確保

- ・人材の発掘・マッチング・配置
- ・研修、資格取得促進
- ・平日・休日の一貫指導
- ・ICTの有効活用

関係団体・分野との連携強化

- ・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
- ・スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
- ・まちづくり・地域公共交通

面的・広域的な取組

- ・地域クラブ活動の拡大
- ・市区町村等を超えた取組

内容の充実

- ・複数種目、シーズン制
- ・体験型キャンプ
- ・レクリエーション的活動

参加費用負担支援等

- ・困窮世帯の支援
- ・費用負担の在り方

学校施設の活用等

- ・効果的な活用や管理方法

★ 重点地域における政策課題への対応

- 地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。
- <主な政策課題>
- ・多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供
 - ・高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
 - ・スクールバスの活用や地域公共交通との連携
 - ・不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
 - ・トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
 - ・体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
 - ・学校体育施設の拠点化や社会体育施設との一体化による地域スポーツの活動拠点づくり
 - ・企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用 等

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- ・事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- ・運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- ・単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等

*1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

*2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用

* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

体制例は、あくまでも一例である

II. 中学校における部活動指導員の配置支援

18億円 (14億円)

補助
拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3)※1

→ 部活動指導員の配置を充実 [16,500人(運動部：13,000人、文化部：3,500人)]

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

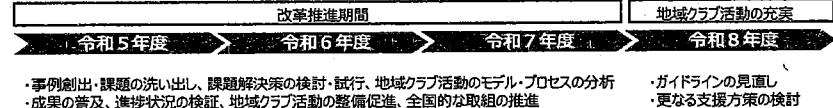
4億円 (3億円)

補助・委託
拡充

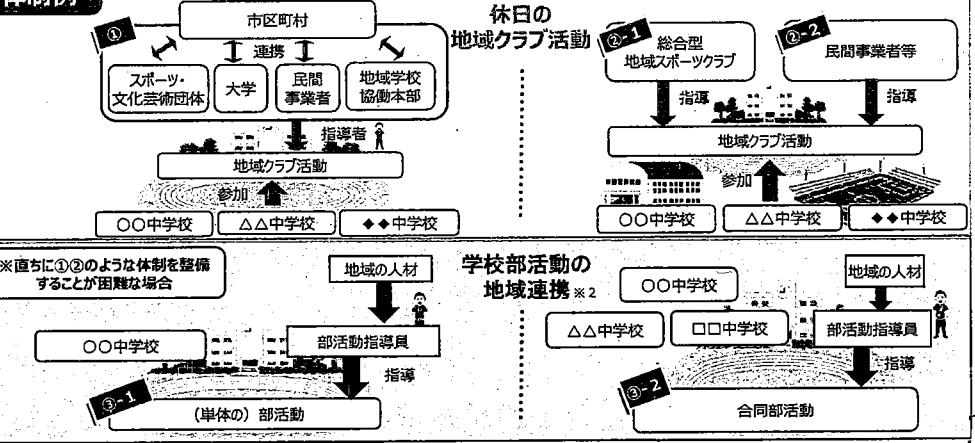
上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
- ・指導者養成のための講習会や墨力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
- ・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

方向性



体制例



(担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官(芸術文化担当))

地域スポーツクラブ活動体制整備事業等

令和6年度要求・要望額 4,246,815千円
(前年度予算額 2,470,899千円)



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 2,439百万円 (980百万円) [補助・拡充]

各都道府県・市区町村の地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

体制整備	指導者の質の保障・量の確保	関係団体・分野との連携強化
・関係団体・市区町村等との連絡調整	・人材の発掘・マッチング・配置	・スポーツ協会、競技団体、大学、企業等
・コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方	・研修、資格取得促進	・スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
・運営団体・実施主体の体制整備や質の確保	・平日・休日の一貫指導	・まちづくり・地域公共交通
	・ICTの有効活用	
面的・広域的な取組	内容の充実	参加費用負担支援等
・地域クラブ活動の拡大	・複数種目、シーズン制	・効果的な活用や管理方法
・市区町村等を超えた取組	・体験型キャンプ	
	・レクリエーションの活動	

* 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。

* 平日・休日の一貫指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

<主な政策課題>

- ・多様なスポーツ体験の機会の提供
- ・高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- ・スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- ・不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- ・トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- ・体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用
- ・学校体育施設の拠点化や社会体育施設との一体化による地域スポーツの活動拠点づくり
- ・企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用 等

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- ・事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- ・運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- ・単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等

*1 补助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

*2 コミュニティスクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用

* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

体制例は、あくまで一例である

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 1,456百万円 (1,176百万円) [補助・拡充]

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3)※1

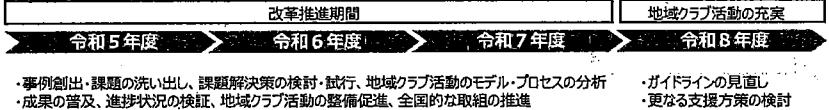
→ 部活動指導員の配置を充実 [13,000人]

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 352百万円 (315百万円) [補助・委託・拡充]

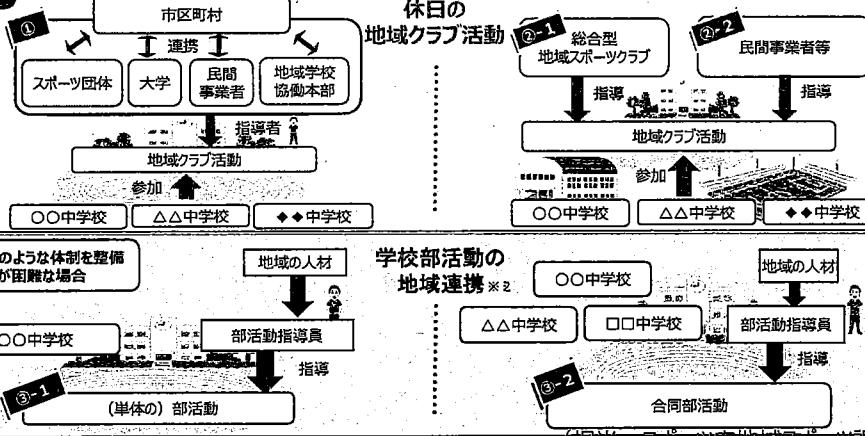
上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
- ・指導者養成のための講習会や懸念等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
- ・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

方向性



体制例



文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和6年度要望額
(前年度予算額)

608百万円
370百万円)



現状・課題

少子化が進む中、現行の、学校単位での活動の継続が困難になってきている部活動もあり、子供たちが文化芸術に触れる機会が減少してしまう恐れがある。

地域の実情に応じた持続可能で多様な文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保し、少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。また、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図るとともに、部活動の意義を継承・発展させ、新しい価値を創出する必要がある。

事業内容

I. 部活動の地域移行に向けた実証事業等

216百万円（140百万円）

（1）地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業

各都道府県・市区町村の地域文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

体制整備
・関係団体・市区町村との連絡調整
・コーディネーターの配置、地域学年活動指導員等との連携の在り方
・運営団体・実施主体の体制整備や負の確保

指導者負の保障・量の確保
・人材の発掘・マッチング・配置
・研修、資格取得促進
・平日・休日の一貫指導
・ICTの有効活用

関係団体・分野との連携強化
・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大字、企業等
・スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
・まちづくり・地域公共交通

面的・地域的な取組
・地域クラブ活動の拡大
・市区町村を超えた取組

内容の充実
・複数団体・シーズン制
・体験型キャンプ
・レクリエーション的活動

参加費用負担支援等
・困窮世帯の支援
・費用負担の在り方

学校施設の活用等
・効果的な活用や管理方法

件数 200件程度 対象 都道府県・政令市

※ 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。

※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実。

★ 重点地域における政策課題への対応

- 地域文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。
- 多様な文化芸術体験の機会の提供
- 登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- 高校との連携やシニアからシニアまでの多世代での取組
- 文化芸術系の大学生、アーティスト人材等の活用
- スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用 等

アウトプット（活動目標）

令和6年度 実証事業 都道府県 47件程度
市区町村 200件程度

部活動指導員 3,500人配置

短期アウトカム（成果目標）

休日の文化部活動の地域連携等における事例を創出する。

令和5年度 約90件（成果物の作成件数）
→ 令和6年度 約200件

※ 本資料における「文化芸術」には障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

（2）地域文化クラブ活動推進事業

文化部活動のうち、休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して、子供たちが身近な地域で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、全国的な規模の文化芸術団体等を中心として地域移行等の課題へ取り組む実証事業を実施する。

（3）課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析等

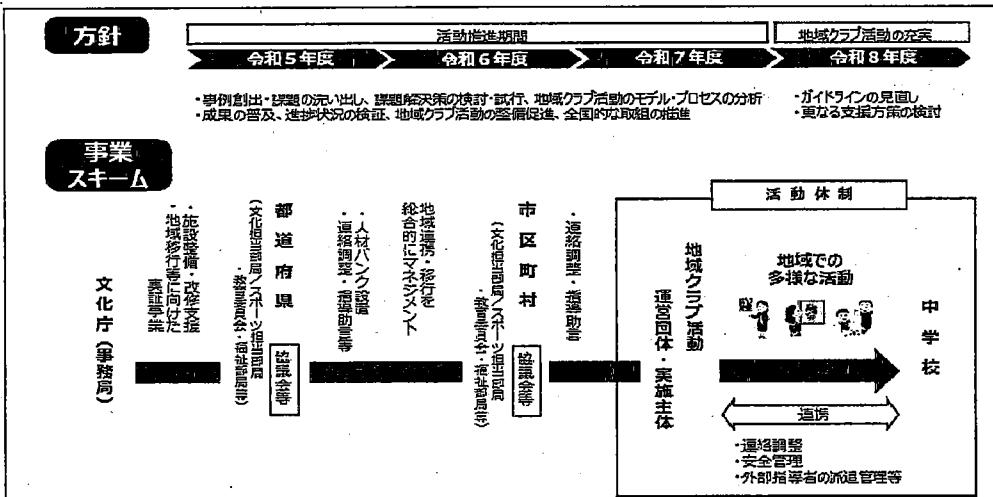
- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- 運営形態の類型ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証 等

II. 中学校における部活動指導員の配置支援事業 392百万円（230百万円）

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。

※ 補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

ただし、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3



中期アウトカム（成果目標）

地域の実情に応じた地域連携・地域移行に取り組む自治体数を増やす。

長期アウトカム（成果目標）

地域の実情に応じ、部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備を進め、子供たちが文化芸術に継続して親しむことのできる機会を確保する。

担当：参事官（芸術文化担当）付

11 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和4年度分)

<県の評価等>

施設所管部名: 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター(鈴鹿市住吉町南谷口)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 村木 輝行(鈴鹿市御園町1669番地)
指定の期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②センター施設等の利用の許可等に関する業務 ③センター利用料金の收受等に関する業務 ④センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価		コメント
		R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B		感染症対策として、利用団体が使用する度に居室を消毒するなど、安全・安心な施設運営を行っていることを積極的にPRし、利用者に安心して使ってもらえるよう努めている。 また、劣化が著しい設備等について、必要な修繕を行うとともに、利用者からの指摘や提案等について、可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる。
2 施設の利用状況	B	B		幼児から一般まで、幅広い層が参加できる主催事業を協定に定める20事業以上(29事業)実施しており、参加者は、7,173人と前年度の3,779人を大きく上回っている。 昨年度と比べ、スポーツ団体の合宿・練習試合、学校行事での利用が徐々に回復した。学校行事での利用は、施設からの働きかけにより、繁忙期の春から、利用が少ない秋口へと分散化がみられた。
3 成果目標及びその実績	C	C	+	延施設利用者数および定員稼働率は、ともに成果目標を下回ることになったが、定員稼働率は前年度比で5.6%増加しており、日帰り利用者数は、コロナ禍前と同等程度となった。 主催事業について、地元の広報紙に情報提供を行うとともに、チラシを地元小中学校や近隣の県庁舎等に配布し、参加者の拡大に積極的に努めてきた効果がでており、評価できる。さらに、施設運営の質を維持するための参考指標(利用者満足度)は、目標を達成していることから、指定管理者の自己評価と比べて高く評価する。

※「評価の項目」の県の評価

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ●各種キャンプ及び自然科学教室等、幼児から一般まで幅広い年齢層が利用できる主催事業を協定に定める20事業以上(29事業)実施しており、利用者のサービス向上と施設の周知拡大に努めている。宿泊を伴うキャンプ体験や地域住民等が多く集まる無料開放日を実施し、コロナ禍で減っていた利用者の体験活動の機会の回復に努めた点も評価できる。 ●施設の維持管理では、劣化が著しい設備等について、必要な修繕を行うことで、利用者へのサービスの質の維持に努めるとともに、利用者からの指摘や提案等について、可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる。 ●利用許可や料金収受に関する業務について、公正及び公平性の確保に留意し適切に行っている。 ●成果目標については、感染症の影響により依然として宿泊を伴う合宿などは少なく、延施設利用者数および定員稼働率ともに成果目標を達成できなかった。しかし、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できるとともに、施設運営の質を維持するための参考指標である利用者満足度は99.0%と、目標の90%以上を上回っており、目標を達成している。また、日帰り利用者については、16,340人で、コロナ禍前と同等程度となっている。 ●感染症対策についても施設のガイドラインを作成し、利用者に事前に周知を行いながら主催事業等を開催しており、コロナ禍においても青少年に体験活動の機会を提供している。また、主催事業について、地元の広報紙に情報提供を行うとともに、チラシを地元小中学校や近隣の県庁舎等に配布し、積極的に参加者の拡大に努めている点も評価する。

<指定管理者の評価・報告書(令和4年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県スポーツ協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①鈴鹿青少年センター条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・管理施設の利用及び指導業務、青少年又は青少年育成関係者への研修業務、利用許可等に関する業務、利用料金の收受等に関する業務、管理施設の維持管理及び修繕に関する業務を実施した。
- ・利用及び指導業務では、原則として宿泊する全ての団体に対してオリエンテーションを実施し、利用方法の説明を行った。指導面では利用団体の生活面だけでなく、センター職員が創作活動の講師等も行い研修活動を支援した。
- ・青少年又は青少年育成関係者への研修業務では、29の主催事業を開催した。小学生低学年から一般まで幅広い層にわたって、自然体験活動及び生涯学習の場の提供をすることができた。
- ・利用許可及び利用料金の收受等に関する業務では、利用許可の基準・利用料金の納入方法等を定め、あらかじめ基準を利用者に明示し、適正に運用した。
- ・利用者アンケートで寄せられた意見や職員からの提案等対応可能な個所から適宜対応を行うことで、施設の利便性向上を図った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・令和4年度は総額1,293,161円の修繕を実施した。令和3年度と比較すると、約400,000円の増額となった。コロナ禍による利用状況の低迷により収支状況が厳しいことから、大浴場脱衣室の床の破損修繕や厨房空調設備の作動不良等の、安全上・衛生上特に必要な箇所の修繕のみを実施した。

③県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重社会を目指し、職員の意識向上を図るため研修会を実施した。多くの人が平等に利用可能であるようユニバーサルデザインに努めた。
- ・当施設の次期管理者が、大規模改修の準備のため館内に立ち入り作業をすること多かったが、利用団体の利用に支障のないよう円滑な立入調査に協力した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・情報公開については、「公益財団法人三重県スポーツ協会情報公開実施要領」を策定しており、保有文書を適正に管理して要領の適正かつ円滑な運用に努めた。
- ・個人情報については、「公益財団法人三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領」を策定しており、これに基づき個人情報の取扱いを行った。また、個人情報保護方針はホームページに掲載し、利用申込書等には、個人情報の取扱いを明示した。また個人情報が掲載された申請書等は、事務室内のロッカーで施錠管理し、不在時は事務室を施錠して厳重に保管・管理を行った。
- ・令和4年度における情報開示請求はなかった。また、個人情報の漏洩はなかった。

⑤その他の業務

- ・主催事業について地元の広報紙に情報提供を行うとともに、チラシを地元小中学校や近隣の県庁舎等に配布した。

(2)施設の利用状況

〈目標〉	〈実績〉
延施設利用者数 73,300名	延施設利用者数 37,951名
定員稼働率 26.5%	定員稼働率 9.3%

施設利用許可是、基本協定書第9条に基づき定めた利用許可基準を設けて許可判断を行い、令和4年度は不許可となる事例はなかった。

2 利用料金の収入の実績

センターで独自に定めた目標施設利用料42,650千円に対して、令和4年度実績は18,120千円となり、目標値から24,530千円減となった。

・利用料金の免除

保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合は、引率指導者は被引率料金とし、研修室料金の免除を行った。また、学校行事の場合を除き、4歳以下の乳幼児利用は免除とし、令和4年度の利用料金免除額は626,270円となつた。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R3	R4		R3	R4
指定管理料	69,142,000	64,051,779	事業費	1,186,189	1,486,735
利用料金収入	7,401,750	18,120,334	管理費	78,151,323	86,766,092
その他の収入	5,885,979	4,390,087	その他の支出	638,602	56,462
合計 (a)	82,429,729	86,562,200	合計 (b)	79,976,114	88,309,289
収支差額 (a)-(b)	2,453,615	△ 1,747,089			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	626,270
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	延施設利用者数 定員稼働率	73,300人 26.5%
成果目標に対する実績	延施設利用者数 定員稼働率	37,951人 9.3%
(参考指標)	施設利用者満足度	90%以上
(参考指標に対する実績)	施設利用者満足度	99.0%
今後の取組方針	該当なし	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B	・第2期指定管理者から継続している交代制勤務の勤務時間を19時15分から22時30分まで大幅に繰り下げ、利用者への対応可能時間を延長することで利用者サービスの向上に努めた。 ・新型コロナウイルス対策として、ドアノブ、手すり等を定期的に消毒するほか、利用団体が使用する都度居室を消毒した。 ・施設維持管理では、コロナ禍で厳しい収支状況のなか、大浴場脱衣室の床板修繕、食堂厨房の空調設備修繕等、緊急に修繕の必要な箇所以外は実施できなかった。
2 施設の利用状況	B	B	・利用者アンケート等の意見や要望について対応可能な箇所から随時対応し、また、職員が利用者の視点に立って事前準備を行い、活動しやすい施設を提供することを心がけた。このことによりサービスの向上につながり、利用者の定着化を図ることができた。 ・コロナ禍以来、研修室の扉を開けて利用するよう利用団体に求めてきたが、吹奏楽や太鼓の演奏等の音を出す活動をする団体でも、ほかの利用団体の支障にならないよう日程や研修室をきめ細かく調整の上、柔軟に受け入れた。 ・新型コロナウイルスの第7波、第8波によるキャンセルはあったが、スポーツ団体の合宿・練習試合や学校行事での利用が徐々に増加した。学校行事での利用は、当施設側からの働きかけもあって、繁忙期の1学期から2学期へと利用の分散化が図られた。 ・当年度は利用自粛の動きも緩和され、かつての3月並みに大規模団体の宿泊希望の動きもあつたが、指定管理最終年度の終了準備のため、受け入れることができなかつた。
3 成果目標及びその実績	C	C	利用者数73,300人の成果目標に対して実績が37,951人にとどまった。しかし、行動制限が緩和されたこともあり、前年度の実績18,871人より19,080人増加した。 定員稼働率は成果目標26.5%に対して9.3%であるが、コロナ禍が続いている前年度の実績3.7%より5.6%増加しており、宿泊利用が大きく増加したことが利用者数全体の増加につながった。

※評価の項目「1」の評価：
「A」→業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→業務計画を順調に実施している。
「C」→業務計画を十分には実施できていない。
「D」→業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価
：
「A」→当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→当初の目標を達成している。
「C」→当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none">・指定管理者として、厳しい収支状況も踏まえて、職員のサービス意識やコスト意識が向上し、各職員が自らの役割を認識した上で利用者に対して接している。・経費を抑制するために、専門的な場合を除き、可能な限り職員や設備管理員で対応を行うという意識が職員に定着し、空き時間等を活用して簡易な修繕などを行っている。・社会教育施設という役割とともに、サービス業である宿泊施設という意識をもって、アンケート結果などを活用して、利用者が使いやすい施設提供を心がけて業務を行った。・日帰り利用者数は、年間を通して、ほぼコロナ禍前の実績並みに回復した。宿泊利用者数の回復が遅かったことから、延利用率、宿泊利用率ともに成果目標を達成することができなかったが、年度後半には宿泊利用者数がコロナ禍前の実績を超える月もあるなど、回復しつつあった。
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名:教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター(鈴鹿市住吉町南谷口)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 村木 輝行(鈴鹿市御園町 1669 番地)
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	① センター条例第 2 条に規定する事業の実施に関する業務 ② センター施設等の利用の許可等に関する業務 ③ センター利用料金の収受等に関する業務 ④ センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤ センターの管理上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H30	B		3交代制勤務の実施により、夜間にも施設利用者への対応が可能となり、サービスの向上に努めている。
R1	B		感染症対策として、利用団体が使用する度に居室内を消毒するなど、安全・安心な施設運営を行っている。
R2	B		また、施設の維持管理では、利用者からの意見や要望に即座に対応し修繕に取り組み、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう努めている。
R3	B		このほか、職員の人権研修の実施や県施策への貢献、個人情報保護方針を定め、個人情報の取扱いについても適正に取り組んでいる。
R4	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H30	A		多様な創作体験活動メニューを利用者に提供するとともに、全期間を通じて協定に定める以上の事業を実施している。
R1	B		また、幼児から一般まで幅広い年齢層を対象とする主催事業を年々増加させながら、施設利用者の満足度の向上や利用者数の確保に努めている。
R2	B		コロナ禍においては、日帰りでの事業を増やしたり、他者との接触を避けるため家族単位での活動を中心としたメニューとしたり、工夫をしながら事業を実施した。
R3	B		さらに、指定管理者が独自に定めた成果目標(利用者満足度)を達成しており、当施設が利用しやすい施設になっているものと評価できる。
R4	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	327,212,779	事業費	12,289,803
利用料金収入	111,138,497	管理費	446,451,418
その他の収入	25,776,917	その他の支出	30,418,530
合計 (a)	464,128,193	合計 (b)	489,159,751
収支差額 (a)-(b)	△25,031,558		

※参考

利用料金減免額	3,474,780
---------	-----------

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	H30実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値
H30	B		施設延利用者数	73,300人	74,238人	65,927人	12,880人	18,871人	37,951人
R1	B		定員稼働率	26.5%	26.7%	22.2%	2.6%	3.7%	9.3%
R2	C	+							
R3	C	+							
R4	C	+							
全期間におけるコメント									
令和元年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施設延べ利用者数・定員稼働率ともに目標に達していないが、当該施設の感染防止ガイドラインを作成し、利用者に周知徹底するなど万全の対策を講じながら主催事業を開催しており、コロナ禍においても青少年に体験活動の機会を提供している。									

6 総括評価

- 主催事業を適宜、見直し、創作活動、自然体験活動、生涯学習、スポーツ体験、防災意識の向上を図る活動など多様な事業を実施するとともに、青少年の集団宿泊体験を安全に提供できる場として、県内外の小中高校等で広く利用された。
- 幼児から一般まで幅広い年齢層を対象とする主催事業の実施、利用者の研修ニーズに合わせた豊富な知識や技能を有するセンター職員の出前事業の実施、センターに登録しているボランティアの活動支援による主催事業の実施など、体験機会の創出に努めるとともに施設のPRにも取り組んだ。
- 他の施設運営も行う指定管理者としての強みを生かし、閑散期にスポーツ合宿の受け入れ調整を行うほか、競技団体、県立学校、地元事業所や鈴鹿市・津市の小中学校へ文書等による利用促進活動を行い、利用者の増加に努めた。主催事業についても地元広報紙に情報提供を行うとともに、チラシを地元小中学校や近隣の県庁舎等に配布し、参加者の増加に向けて取り組んだ。
- 施設の維持管理では、劣化が著しい設備等について、早期に必要な修繕を行うことで、利用者へのサービスの質の維持に努めるとともに、利用者からの指摘や提案等について、可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる。
- コロナ禍においては、利用団体が使用する度に居室内を消毒するなど、安全・安心な施設運営を行っていることを積極的にPRし、利用者に安心して使ってもらえるよう努めている。主催事業については、例年宿泊を伴って実施していた事業を日帰りで行ったり、他者との接触を避けるため家族単位での活動を中心としたメニューとしたり、工夫をしながら事業を実施したことが評価できる。
- 個人情報保護方針、特定個人情報取扱規程を整備し、個人情報の記載のある申込書等を厳重に保管管理するなど、個人情報の適正管理を徹底した結果、個人情報の漏洩はなかった。

以上のことに加え、利用者満足度が高い数値を示していることから、指定管理者の努力により、利用しやすい施設になっているものと評価している。

また、当該指定管理者は、3交代制勤務の実施、利用者の苦情等への即時対応、青少年の健全育成及び生涯学習の場の提供としての主催事業の実施など、基本協定等に定める業務基準や事業計画に沿って、それぞれ県の求める水準に合致した管理運営を行ったと評価できる。

※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価：「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 業務計画を順調に実施している。

「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。

「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※ 「3 施設の利用状況」：「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「5 成果目標及びその実績」の自己評価 「B」→ 当初の目標を達成している。

「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※ 県の評価

：「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

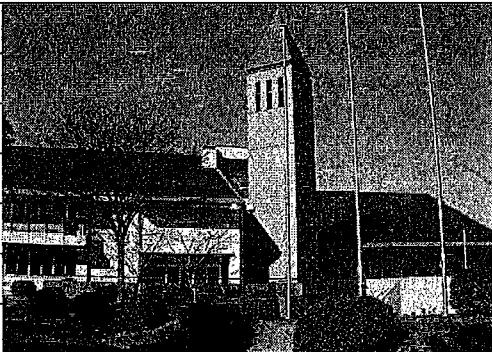
参考

鈴鹿青少年センターについて

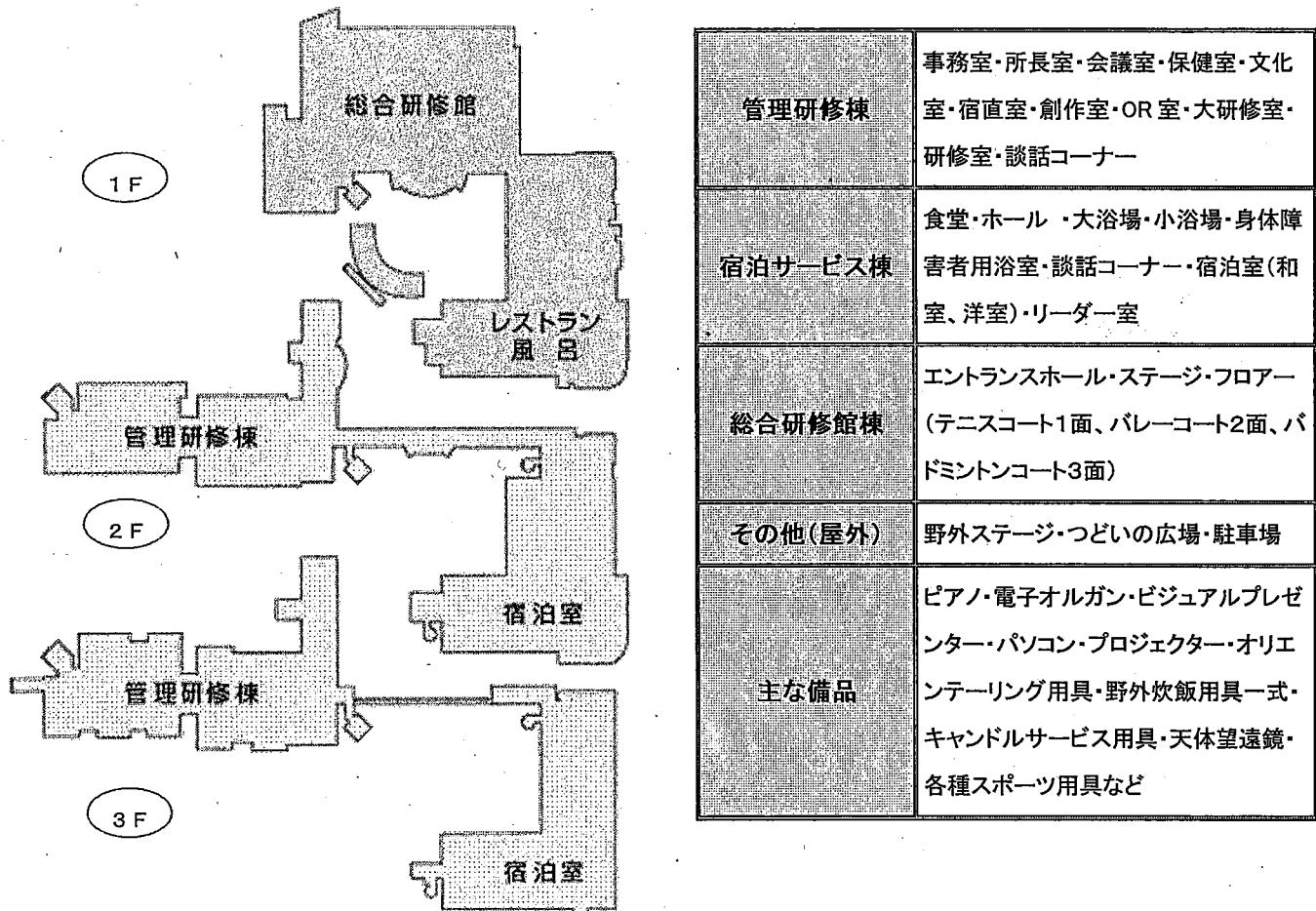
1. 目的

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。

2. 施設の概要

所在地	鈴鹿市住吉町南谷口	
開始年	昭和 60 年	
構 造	鉄筋コンクリート造等 3 階建て等	
宿泊定員	368 名	
延床面積	6,477.07 m ²	
土地面積	20,070.08 m ²	
指定管理者	公益財団法人 三重県スポーツ協会	
指定管理導入	平成 18 年度～ 4 期目(平成 30 年度～令和 4 年度)	

3. 施設設備内容



4. 利用実績(第4期)

	成果目標	R3	R4
延利用者数	73,300人	18,871人	37,951人
定員稼働率	26.5%	3.7%	9.3%

定員稼働率:

$$\frac{\text{延宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$$

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

5. 利用料

(単位:円)

△	宿泊利用料(1人1泊)												体育館(総合研修館)			研修室		
	県内		県内(11月～2月)		県外		県外(11月～2月)		体育館(総合研修館)			研修室						
	青少年	その他	青少年	その他	青少年	その他	青少年	その他	通常利用	宿泊利用	料金単位	通常利用	宿泊利用	料金単位				
	小中以下	高校等	小中以下	高校等	小中以下	高校等	小中以下	高校等	小中以下	高校等	料金単位	通常利用	宿泊利用	料金単位				
鈴鹿青少年センター 宿泊定員 368名	520	940	1,570	320	630	1,050	1,050	1,880	3,140	650	1,260	2,100	1,880	940	1時間当たり	1,120	560	1時間当たり

6. 主な主催行事(R4 年度分)

(計 29 事業を実施)

事業名	対象	参加人数	目的
単級学級学校交流会	希望学校	86名	単級学級の学校同士が野外炊飯や創作活動を一緒にを行い、友好、交流を深める。
わくわくファミリーキャンプ	家族	27名	家族で日帰りキャンプに参加することで、家族コミュニケーションの場を提供する。
センターものづくりフェスタ	地域住民	715名	無料で施設を開放し、創作活動体験やミニレクコーナー、鉄道模型運転展示などを実施し、施設のPRを図る。
焼杉体験	利用団体	1,851名	施設利用団体の希望に応じて創作活動の指導を行う。焼杉を使って、日常の小物を自ら作り出す体験をする。
おもしろ自然科学教室 ・ホネホネ博士 ・”すごい空気”研究所 ・不思議な磁石	小学校 4年生から 6年生	延 68名	自然や科学といった理科系のテーマに各種体験活動の場を提供することで子どもの自然や科学に対する興味を引き出す

11 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和4年度分)

<県の評価等>

施設所管部名 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野少年自然の家（熊野市金山町1577番地）
指定管理者の名称等	有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 山本 方秀（熊野市井戸町654-1）
指定の期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①少年自然の家条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③少年自然の家の利用料金の収受に関する業務 ④少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤少年自然の家の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R3	R4	R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B			優先度を定めた効率的な修繕計画に沿った修繕を行うとともに、可能な限り職員で修繕作業を行うことで、経費削減に取り組んでいる。また、利用者退所時の消毒の徹底や、布団の天日干しの実施など、利用者から寄せられた意見や職員の提案を積極的に取り入れ、運営管理の改善等に努めている。
2 施設の利用状況	B	B			地域の豊かな自然を活かした主催事業を、協定に定める20事業以上実施し（主催事業25共催事業6）、延参加者は前年度よりも増加している（R4年度826人 R3年度629人）。主催事業をメディア（ケーブルテレビ、地方紙等）を通して募集するとともに、東紀州エリア、隣接する和歌山県の小学校にチラシ配布をするなど、地域の団体と協働して施設の周知と利用拡大に努めている。また、新たな展開として修学旅行での体験施設としてPRするなど、新たな利用者の獲得に向けた取組を進めている。
3 成果目標及びその実績	C	C	+	+	成果目標については、新型コロナウイルス感染症の影響により、延施設利用者数目標27,500人に対して13,220人、定員稼働率についても、目標17.0%に対して8.7%となっており、ともに成果目標を達成できなかった。しかし、感染状況を考慮し実施時期を変更する等、工夫をしながら主催事業等を開催しており、コロナ禍においても、可能な範囲で青少年に体験活動を経験させている。また、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金收受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたことは評価できる。施設運営の質を維持するための参考指標である、利用者満足度は99.4%と、目標の90%以上を上回っており、目標を達成している。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」（プラス）→ 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」（マイナス）→ 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」（空白）→ 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ●野外活動等の体験プログラムや「親子DEキャンプ」及び「マリンスポーツを体験しよう」など幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業を開催している。また、熊野マリンスポーツ推進委員会など地域の各種団体と連携した共催事業も実施し、施設周知と利用者拡大に努めている。 ●施設設備の老朽化に伴う修繕を計画的に実施し、専門性を有する維持管理業務は外部委託とするなど施設設備の安全管理に努めている。利用頻度の高い設備は、職員による日常点検を徹底し、緊急度の高いものは最優先で修繕を行うなど安心して利用できる環境整備を行っている。また、利用者アンケートに寄せられた課題に対して速やかに対応策を講じ改善に取り組んでいる。 ●利用者への対応は、利用許可や料金收受に関する業務を適切に実施し、公正及び公平性の確保に努めている。 ●成果目標である延施設利用者数、定員稼働率ともに成果目標を下回ることになった。 屋外での事業を中心に行ったり、屋内の場合は当該施設の感染防止ガイドラインに従い感染症対策を徹底したり、利用者に周知徹底するなど万全の対策を講じながら、コロナ禍においても青少年に体験活動の機会を提供している。 さらに、施設運営の質を維持するための参考指標は目標を達成していることから、指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。 ●引き続き安全・安心な施設運営を実施し、学校教育やその他の関係機関と連携した自然体験活動の充実に取り組むとともに、閑散期対策として、平日を利用した主催事業の展開や、スポーツクラブ、文化クラブの合宿をはじめとして集団宿泊研修の更なる誘致にも努めていただきたい。
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和4年度分)>

指定管理者の名称：有限会社 熊野市観光公社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①熊野少年自然の家条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、指導業務、利用許可、料金収受及び関係者への研修業務等に関する業務を実施した。
- ・利用団体にはオリエンテーションを行い、生活面の助言、創作活動及び野外活動等での講習を行い研修活動を支援した。
- ・主催事業では、新型コロナウイルス感染防止対策もあり、予定していた事業の2事業を中止とした。限られた中での事業展開だったため一度に複数事業を開催した。「マリンスポーツを体験しよう」等、他団体との共催事業として実施し、できる限り多くの事業を体験してもらうよう努めた。また熊野市教育委員会等の各種団体と連携し、小学生から一般まで幅広く青少年の健全育成と生涯学習事業を推進実施した。
- ・利用申請、利用許可及び利用料金収受等に関する業務については、取扱い基準、利用料金の納入方法等を定め適正に運用した。
- ・「イベントのご案内」を作成し、東紀州地域を中心に小学校へ配布し、施設PRに努めるとともに、ホームページを通じた情報発信(動画配信含む)を行った。また、地元CATV等を活用して主催事業のPRを積極的に実施した他、スタッフブログにより、テレビや新聞では伝わらないく熊野少年自然の家のイマノを伝えるなど情報発信の充実に努めた。
- ・昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から鈴鹿青少年センター、四日市市少年自然の家との3団体で実施予定していた職員研修会等を中止にした。また相互事業間交流(オープンデー)も中止にした。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・利用者アンケートに寄せられた意見や職員の提案等により新型コロナウイルス感染症防止対策として、昨年度に引き続き利用者退所時の布団天日干しを実施した。
- ・令和4年度の修繕費の支出額は4,826,708円を要したが、老朽化に伴う施設設備の整備を積極的に実施した。本年度においては、厨房各ヶ所のメンテナンス、及び令和3年度に計画しながら実施出来なかった女子トイレ洋式化等を中心に整備した。また、例年どおり緊急性を要する物件については、速やかに修繕を実施した。
- ・短期(1年)及び中長期(3年以上)等の修繕計画を立て、大規模修繕については、県に協議報告するとともに、小破修繕については、指定管理者において計画的に修繕を実施した。
- ・令和5年度においては、フィールドサーチキット撤去について、県、見積り業者と検討していく予定である。

③県施策への配慮に関する業務

- ・三重県まるごと自然体験ネットワーク第6回交流会に出席し、地元材を利用したイベント開催計画等を研修。
- ・三重県熊野庁舎で開催された「ミニ人権大学講座」に職員全員出席。
- ・鈴鹿青少年センター施設改修に伴う、県所管備品の移管を実施した。(TV、天体望遠鏡等)
- ・ESD推進意見交換会に出席、令和5年度ジュニアアオレスター育成講座を当施設を中心に行うことになった。
- ・五條市立西吉野農業高校が当施設に宿泊し、梅収穫等の農業体験を実施し、令和5年度においても行う予定。
- ・高山市(岐阜県)で開催された令和4年度東海北陸地区青少年教育施設協議会運営研究大会に職員4名が出席し、他施設関係者と交流し意見交換会を行った。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・平成22年4月1日から施行している「三重県立熊野少年自然の家の管理に関する情報公開実施要領」に基づき実施している。
- ・令和4年度においては、開示請求はなかった。
- ・三重県が開催する情報公開・個人情報保護制度初任者研修会に職員を派遣し、制度の正しい理解と運用に努めた。

⑤その他の業務

- ・特になし

(2) 施設の利用状況

<u>〈設定目標〉</u>		実績 延施設利用者数 13,220人	
延施設利用者数	27,500名	定員稼働率	8.7%
定員稼働率 17.0%			
・施設利用者の受け入れについては、基本協定書第9条に基づき利用許可基準を定め、三重県行政手続条例及び三重県立熊野少年自然の家条例に基づき適正に処理した。			

2 利用料金の収入の実績

・利用料金収入目標額 6,874千円に対し、令和4年度実績 3,106千円であった。
・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減免額141,500円)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(岸)

収入の部			支出の部		
	R3	R4		R3	R4
指定管理料	47,194,000	43,688,680	事業費	1,612,022	2,091,373
利用料収入	1,811,027	3,106,653	管理費	45,174,873	41,214,400
その他の収入	438,827	284,085	その他の支出	2,515,296	2,658,955
合計 (a)	49,443,854	47,079,418	合計 (b)	49,302,191	45,964,728
収支差額 (a)-(b)	141,663	1,114,690			

※参考

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

利用料金減免額	141,500
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	延施設利用者数 27,500人 定員稼働率 17.0%
成果目標に対する実績	延施設利用者数 13,220人 定員稼働率 8.7%
(参考指標)	施設利用者満足度 90%以上
(参考指標に対する実績)	施設利用者満足度 99.4%
今後の取組方針	・設置目的である「心身ともに健全な少年の育成を図る」という目的達成に向けて取り組みながら、新しい体験メニューの開発を目指します。また県内の小中学校への修学旅行誘致や各種体験メニューの紹介等積極的な利用促進の取り組みに努めます。引き続き感染症対策等にも十分配慮した施設運営を展開していきます。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	R3	R4	
1 管理業務の実施状況	B	B	事業実施に関するものは、指導系職員を中心いて内部で検討し、改善できるものは直ちに着手するとともに、施設設備の維持管理については、職員で対応できる修繕等(食堂床修繕)については、自分で行うなどコスト削減に努めた。ただし、昨年同様、専門的技術を要する事業については、外部委託とした。(本年度は1F女子トイレ洋式化修繕)また、施設の情報発信として、実施した主催、共催事業の活動報告をスタッフブログにおいて掲載し、今後の参加を呼び掛けた。また、昨年度に引き続き施設内各所に手指消毒液を設置したり、利用者退所後の布団の天日干しを行い、「感染症対策」に努めた。
2 施設の利用状況	B	B	昨年度は「感染症対策」として宿泊定員を通常より50~60%削減したり主催事業の募集定員を減らして対応してきたが、4年度においては状況に応じて徐々に宿泊定員を引き上げたりしながら対応した。コロナ禍以前と比較すると、まだまだ利用状況としては厳しいが収束後の利用拡大を目指して、事業開催に取り組んでいきたい。
3 成果目標及びその実績	C	C	上記にも記載した様に様々な制限を設けたこともあり、成果目標には及ばなかった。今後は「新しい生活様式」に対応した施設運営を目指すとともに、宿泊体験研修や修学旅行先としての利用促進に努めていきたい。

※評価の項目「1」の評価
[A] → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
[B] → 業務計画を順調に実施している。
[C] → 業務計画を十分には実施できていない。
[D] → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価
[A] → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
[B] → 当初の目標を達成している。
[C] → 当初の目標を十分には達成できていない。
[D] → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none">・徐々に回復兆しが見られるがまだまだコロナ禍以前と比較すると、厳しい状況が続いた。令和5年度においては成果目標達成を目指して、営業活動等にも力を入れ取り組んでいきたい。 ・令和5年度成果目標 施設延利用者数27,500人 定員稼働率 17%・主催事業の開催にあたっては、感染防止対策として昨年同様に募集参加人員を減らしたりしながら実施した。平成25年度から実施している東紀州エリア、隣接する和歌山県新宮市内の全小学校へのチラシ配布を継続した。また募集には例年通りZTV等のメディアを通して募集活動を行った。・開催事業を地方紙等に掲載することで、施設利用のあり方及び認知度アップに努めるとともに、ブログ等においても情報発信に努めた。・「利用者アンケート」を宿泊利用者、日帰り利用者、主催事業参加者の3通りに分けて全団体を対象に行い、要望を把握し、直ちに改善できる事については対応し、サービスの向上に努めた。また、コピー用紙の両面利用や封筒の再利用、個人使用の消耗品への名前の記入、また屋休みの消灯等徹底したコストの削減を行った。・施設設置目的である小中学校の宿泊研修の場として、県内外からも利用していただけるよう引き続き営業活動にも力を入れて取り組んでいきたい。また、スポーツ、文化クラブの合宿基地としての役目も担っていきたい。・施設の維持管理については、修繕計画を立て優先順位をつけて修繕を実施した。本年度においては1F西トイレ女子洋式化修繕を実施した。・利用者の安全確保のため、「危機管理マニュアル」「災害対策応急マニュアル」を作成し、職員全員が携帯し備えた。迅速、的確な対応をすることが出来るよう心がけるとともに、職員を中心に防火防災講習を実施するとともに、県が主催する「ミ二人権大学講座」に職員全員が出席し研修を受けた。・業務の執行は、事業計画書に示された内容に基づいて取り組むとともに、職員一人一人が複数の業務を執行できるように体制づくりを行った。また、業務の目標を明確に掲げ、達成に向けての取組のプロセスや結果を検証し、評価・改善しながら効率的で効果的な運営に努めた。
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野少年自然の家（熊野市金山町 1577 番地）
指定管理者の名称等	有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 山本方秀（熊野市井戸町 653 番地 1）
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 少年自然の家条例第 2 条に規定する事業の実施に関する業務 ② 少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③ 少年自然の家の利用料金の收受等に関する業務 ④ 少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤ 少年自然の家の管理上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H30	B		地域の豊かな自然等を活かした主催事業を年間 20 プログラム以上実施した。また、地域と連携しながら共催事業を行うとともに、施設周知と利用拡大に努めた。
R1	B		職員に対する研修の実施、危機管理マニュアルの整備、個人情報保護方針を定め、個人情報の取扱についても適正に取り組んでいる。
R2	B		協定に基づいた計画的な設備点検や修繕により経費削減に取り組むとともに、利用者からの要望に対応することでサービスの向上に努めている。
R3	B		利用者や職員の意見を管理に生かし、感染症対策に徹底して取り組んだ。
R4	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H30	B		県内外の小中学校の宿泊研修や、学校クラブ、社会教育団体等の合宿拠点としての利用促進に努めている。また、東紀州エリアや和歌山県の小中学校へのチラシの配布、ケーブルテレビを利用しての広報活動などを積極的に行い、利用者の更なる拡大を図っている。
R1	B		新たな利用者拡大のため、修学旅行中の体験施設として利用につなげたり、利用者の利便性を考慮し、休館日も開所したりするなど、サービスの向上に取り組んでいる。
R2	B		
R3	B		
R4	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	219,912,680	事業費	9,755,424
利用料金収入	16,153,969	管理費	213,854,358
その他の収入	1,500,605	その他の支出	12,063,954
合計 (a)	237,567,254	合計 (b)	235,673,736
収支差額 (a)-(b)	1,893,518		

※参考

利用料金減免額	917,000
---------	---------

5 成果目標及びその実績

指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
		成果目標項目	目標値	H30 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値
H30	B	施設延利用者数	27,500 人	28,011 人	22,961 人	6,591 人	8,762 人	13,220 人
R1	B	定員稼働率	17%	17.6%	13.0%	5.1%	6.0%	8.7%
R2	C	+						
R3	C	+						
R4	C	+						
全期間におけるコメント								
施設延利用者数の数値目標については、新型コロナウイルス感染症の影響により、指定期間を通じほぼ下回っている。また、定員稼働率についても同様であるが、R3年度より徐々に回復の兆しを見せていている。これは、指定管理者の感染症対策を徹底した事業の実施やチラシ、ダイレクトメール、ブログ等の地道なPR活動や地域団体との連携を大切にした運営の成果と考える。								

6 総括評価

- 近隣の山や海を活用した野外体験や宿泊研修の場として、東紀州地域を中心とした県内各幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学校のクラブ活動、大学の研究室等における合宿、また、地域のスポーツ少年団、学童保育等に広く利用された。
- ホームページやブログ、メールマガジンを通じ直接利用者に情報提供すると共に、地元ケーブルテレビや地方紙を活用し広報に努めるとともに近隣地区、県内の学校等への訪問、また、東京や大阪等の旅行フェア等の参加により熊野少年自然の家の活用について呼びかけ、利用機会の増大に努めた。
- 県内のほかの青少年教育施設管理者で構成する三重県青少年施設協議会の研修に積極的に参加したほか、3施設による合同イベント(こども体験遊び「リンピック in みえ」)を開催、ほかの施設が行うイベントへの出展など相互協力を図り、県内の青少年教育施設の活動の活性化に貢献した。R2年度以降は新型コロナウイルスの影響で開催はできていないが、再度の開催を行う。
- 利用者の希望による施設利用時間の延長や、休業日であっても予約時には開所日とし利用者を受け入れたほか、学校行事での利用料金減免(引率者の利用料金、施設の利用料金)等の適用を行うなど、利用者のサービスの向上に取り組んだ。
- 施設の維持管理として、短期(1年)、中期(3年)の修繕計画を立て、計画的に修繕を行っている。対応可能な箇所の修繕は職員が行い、修繕費のコスト削減に努める一方、協定で取り交わした業務計画以上の修繕を積極的に実施し、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう努めた。
- 個人情報保護方針、特定個人情報取扱規程を整備し、申込書等の個人情報の取扱いを厳重に保管管理するなど、個人情報の適正管理を行った。メールの宛先の設定を誤り、参加者のメールアドレスが他の参加者に漏洩してしまった。県から指導を行い、話し合いの場をもった。職員の意識改革や強制BCCシステムを導入することによって、再発防止に努めた。
- 利用者の安全確保のため、「危機管理マニュアル」「災害対策応急マニュアル」を作成し職員全員が迅速、的確な対応をするように訓練を行っている。災害時における、職員や施設利用者の動き、県教委との情報共有など常に見直しを行っている。

以上のこと加え、利用者満足度が高い数値を示していることから、指定管理者の努力により、利用者にとって利用しやすい施設となっているものと評価する。

当該指定管理者は、利用者の苦情等への即時対応、青少年の健全育成及び生涯学習の場の提供としての主催事業の実施など、基本協定等に定める業務基準や事業計画に沿って、それぞれ県の求める水準に合致した管理運営を行ったと評価できる。令和5年度からの4期目の指定管理者として、熊野市観光公社が引き続き指定された。

※「2 管理業務の実施状況」の自己評価

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※「3 施設の利用状況」

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

「5 成果目標及びその実績」の自己評価

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

※ 県の評価

参考

熊野少年自然の家について

1. 目的

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図る。

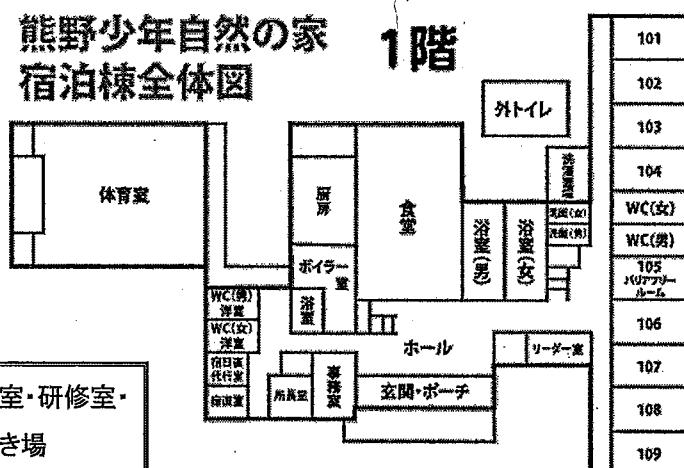
2. 施設の概要

所在地	熊野市金山町 1577	
開始年	昭和 52 年	
構 造	鉄筋コンクリート造等 2 階建て等	
宿泊定員	200 名	
延床面積	2,544.30 m ²	
土地面積	20,375.08 m ²	
指定管理者	有限会社 熊野市観光公社	
指定管理導入	平成 22 年度～ 現在 3 期目(平成 30 年度～令和4年度)	

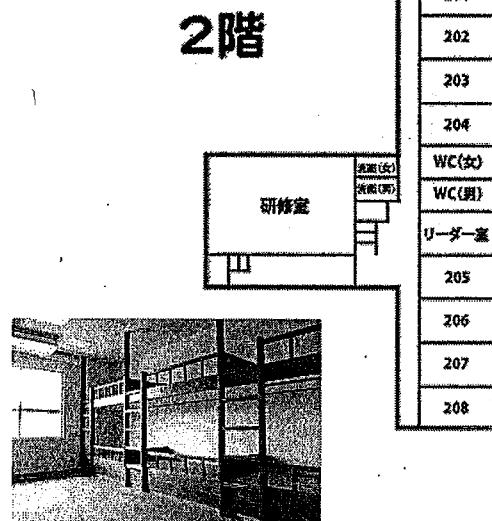
3. 施設設備内容



熊野少年自然の家
宿泊棟全体図



宿泊棟	玄関ホール・宿泊室・リーダー室・研修室・体育室・浴室・食堂・洗濯機置き場
野外の施設	天体観測室・野外炊事場・囲炉裏小屋
その他(屋外)	モニタリング設備・ふれあい広場・駐車場
主な備品	プロジェクター・卓球・バドミントン・ペタンク・ニチレクボール・インディアカ・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ・ユニカール・キンボール・フライングディスクゴルフ・テント・寝袋・野外炊事道具一式・天体望遠鏡(口径45センチ・13センチ)双眼鏡・実体顕微鏡



4. 利用実績(第3期)

	成果目標	R3	R4
延利用者数	27,500人	8,762人	13,220人
定員稼働率	17.00%	6.0%	8.7%

定員稼働率	
$\frac{\text{延宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$	
※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと	

5. 利用料

(単位:円)

△	宿泊利用料(1人1泊)						体育館(総合研修館)			研修室		
	県内		県外				通常利用	宿泊利用	料金単位	通常利用	宿泊利用	料金単位
	青少年		青少年		その他							
	小中以下	高校等	その他	小中以下	高校等	その他						
熊野少年 自然の家 <small>宿泊定員 200名</small>	270	270	770	270	270	770	330	170	1時間 当たり	170	80	1時間 当たり

6. 主な主催行事

(年間 25 事業を実施)

事業名	対象	参加人数	目的
野山で遊ぼう	小学校高学年 以上	33名	熊野少年自然の家周辺の野山で様々な遊びを体験する中で、体を動かし、健やかな体と豊かな心を育む
星空観望会 (5回開催)	自由	148名	季節の星空や天の川、そして月や惑星などの天体を口径 45 cm の天体望遠鏡を使って観察する
ふれあいファミリー農園	小学生以上と その保護者	44名	家族やグループで野菜作りを体験し、秋には収穫した野菜で料理を行う(3月に順延)
親子 DE キャンプ (3回開催)	小学生以上と その保護者	75名	自然の中で、1泊2日のテント生活をしながら、海や川で水遊びサバイバルを体験し、自然とふれあい自然についてみんなで深く考える
熊野の史跡見学会 (2回開催)	小学3年生 ~6年生	40名	熊野市にある史跡を見学し、深く知ることによって、地域への理解を深め、郷土愛の心を育む
野外料理教室 (3回開催)	小～中学生の 親子	87名	自然の中で、親子で協力しながら、料理をするとともに、他の参加者との交流の輪を広げる

「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業」にかかる アスベスト調査について

「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業」において、鈴鹿青少年センターのアスベスト調査を進めていたところ、入札時には予見できなかった場所からアスベストが検出されましたため、撤去作業を進めています。

1 アスベスト検出場所

①積算上想定していなかった部分

- ・壁 吹付塗装下地調整剤（成分）
- ・床 シート接着剤（成分）
- ・煙突 断熱材

②積算上想定していた部分

- ・屋根 コロニアル葺
- ・壁 石綿化粧ボード
- ・壁 有孔石綿ケイカル化粧板
- ・天井 石綿ケイカル板

2 リスク分担の考え方

契約書に規定されているリスク分担に基づき、県が公表を行った資料から事業者（鈴鹿レストパートナーズ株式会社）が合理的に予見できない内容に関する対策費の費用負担については、県が負担する必要があります。なお、対象範囲や対策方法、必要な経費等に関しては事業者と協議しています。

3 今後の予定

- | | |
|------------|-----------------------|
| 令和5年 11月 | 補正予算および事業契約変更の議案を提出予定 |
| 令和6年 3月 | 鈴鹿青少年センター改修工事完了 |
| 令和6年 4月 1日 | 鈴鹿青少年センターリニューアルオープン |

12 審議会等の審議状況について(令和5年6月1日～9月18日)

1 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	令和5年6月15日
3 委員	会長 伊藤 信成 副会長 羽山 哉美 委員 濱崎 優樹 他17名 (うち出席者15名)
4 諮問事項	令和6年度から小学校で使用する教科用図書の採択について
5 調査審議結果	令和6年度から小学校で使用する教科用図書の採択について、市町教育委員会等に対して指導、助言又は援助するための資料となる「令和6年度使用小学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」について、審議を行いました。 審議の結果「令和6年度使用小学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」は、意見をふまえ表現を一部修正したうえで承認されました。
6 備考	次回開催予定：未定

2 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	第1回三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和5年7月10日
3 委員	座長 池山 敦 委員 石谷 正秀 他5名 (うち出席者7名)
4 質問事項	社会教育関係者ネットワークの構築について
5 調査審議結果	<p>昨年度までの審議の概要と社会教育主事・主管課アンケートのまとめを報告するとともに、社会教育関係者ネットワークの構築について審議いただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会教育関係者以外に、地域で活動している人たちを含めたネットワークをしっかりと作ることが大切である。そうすることで、自主的に地域活動が活発化していくことにつながると思う。 ② 社会教育主事は素晴らしい仕事をしているということを発信し、主事の自己肯定感を高められればよいと思う。インターネットとリアルとの活動を切り分けて、ネットワークを構築するとよい。 ③ SNSが使われる時代に、社会教育関係者ネットワークをつくっても、効果的な戦略を立てないと、結局利用されなくなるのではという心配がある。
6 備考	次回開催予定：令和5年10月26日

3 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	令和5年8月3日
3 委員	会長 岡野 友彦 委員 黒田 龍二 委員 岡田 昌彰 他15名（うち出席者16名）
4 諮問事項	・令和5年度三重県指定文化財の指定等に関する事項 ・県無形民俗文化財「多度大社の上げ馬神事」について
5 調査審議結果	令和5年度の文化財保護の取組状況について説明した後、新たに1件の有形文化財（建造物1件）を県指定文化財に指定することについて、諮問を行いました。 これら1件の文化財の調査を進め、次回審議会で審議を行うことが了承されました。 また、県無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」について審議がなされ、行事の改善を図ることが教育委員会に対して建議されました。
6 備考	次回開催予定：令和5年12月18日

4 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	令和5年8月17日
3 委員	会長 伊藤 仁 副会長 野村 豊樹 委員 瀬戸 美奈子 早川 博子 水谷 久康 (うち出席者4名)
4 質問事項	県立高校におけるいじめ重大事態の調査について
5 調査審議結果	<p>本県でのいじめの状況を説明した後、いじめ問題について意見交換を行いました。</p> <p>また、本審議会で調査中のいじめ重大事態事案について、調査の進捗状況等、情報共有しました。</p> <p><いじめ問題についての意見交換にかかる主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 中学1年生でいじめの認知件数が多いことについて市町教育委員会や学校に聞き取りを行うなどして要因や背景を把握した方がよい。 いじめの加害者が、なぜいじめ行為に至ったのか、過去に上級生からいじめを受けていたことがないのかなど、背景について把握した方がよい。 欠席日数が30日に満たなくても、状況をふまえていじめ重大事態に認定していくかなければならない。
6 備考	次回開催予定：未定

5 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	令和5年9月14日
3 委員	会長 中川 雅弘 副会長 村田 典子 委員 磯部 由香 他7名（うち出席者7名）
4 質問事項	「職業教育の充実・発展のための推進計画」の取組状況について
5 調査審議結果	<p>「職業教育の充実・発展のための推進計画」の取組状況について審議を行いました。</p> <p>＜主な意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場をよく観察して、推進計画を進めていると感じる。一定の知識を持ち、インターンシップ等で現場を知った生徒が就職してくることを、迎える側の企業も意識したい。また、大人が気付かない視点を生徒が持つことに期待している。 ・ 学校において、生徒のやる気を引き出し、生徒が高い目標をめざすような教育活動が求められているとともに、企業もより一層進化することが求められている。 ・ インターンシップなど、生徒のためになることは遠慮なく企業に要望してほしい。企業側も自社を知ってもらいたいと考えている。 ・ 8月に実施した異なる学校・学科の生徒が集まり企業見学やディスカッションするなどの取組は、引き続き実施してもらいたい。
6 備考	次回開催予定：令和6年2月頃

6 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第2回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和5年9月15日
3 委員	会長 小林 慶太郎 副会長 松浦 直己 委員 石川 正浩 他9名（うち出席者9名）
4 質問事項	「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案について
5 調査審議結果	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの話や悩みを聞き、大人が一緒にやっていくという部分が出せるとさらによくなるのではないか。 ・最初に自己肯定感の施策を置いたことは意義があり、高く評価したい。 ・自分らしさを受け止めるという側面から自己肯定感を育む視点があるとよいのではないか。 ・事件・事故の未然防止に加えて、事件・事故に巻き込まれたときの対応に関する教育も必要ではないか。 ・学校における働き方改革の取組内容について、もう少し具体的にする必要があるのではないか。
6 備考	次回開催予定：令和5年12月頃